

多古町高齢者保健福祉計画・
第8期介護保険事業計画
〔令和3～5年度〕



令和3年3月

多古町

目 次

第1章 総論	1
第1節 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画策定の体制	3
第2節 高齢者を取り巻く状況	4
1 各種統計からみた町の状況	4
2 アンケート調査による地域課題	18
3 本町の高齢者を取り巻く特徴と課題	29
第3節 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 基本目標	32
3 日常生活圏域の設定	32
4 施策の体系	33
第2章 各論	34
基本目標1 自立支援と重度化防止のための健康支援・介護予防の推進	34
1 健康支援・介護予防の充実	35
2 生きがいづくりの推進	39
基本目標2 地域包括ケアシステム構築の推進	42
1 地域包括支援センターの機能強化	43
2 在宅医療と介護連携の推進	44
3 認知症施策の推進	47
4 住まいの環境整備	50
5 高齢者の権利擁護	51
6 生活支援サービスの充実	52
7 高齢者を地域で支える体制づくりの推進	54
基本目標3 介護サービスの充実	56
1 介護人材の確保及び資質の向上と業務の効率化のための取組	56
2 制度の円滑な運営	58
介護保険事業計画	62
1 居宅介護（予防）サービス	62
2 施設サービス	68
3 地域密着型介護（予防）サービス	69
4 介護保険事業費と保険料	72

第3章 計画の推進方策.....	79
1 計画の推進.....	79
2 計画の進行管理.....	80
資料編.....	81
1 多古町介護保険事業計画等推進協議会設置要綱.....	81
2 多古町介護保険事業計画等推進協議会委員名簿.....	83
3 策定経過.....	83
4 用語集.....	84

第1章 総論

第1節 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

平成12年度から始まった介護保険制度は20年が経ち、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして定着してきました。その一方で、要支援・要介護認定者数の増加に伴い、介護給付費総額が増大し、高齢化の進行、認知症高齢者の増加などの社会情勢の変化に合わせて、制度の見直しが図られています。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を目途に、要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する体制としての「地域包括ケアシステム*」の構築が進められており、引き続き、これまでの施策を踏まえた推進が求められます。

また、国では、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体がつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会*」の実現を高齢者福祉や介護保険事業をはじめとした様々な分野で共に目指しています。

本町では、平成30年3月に「多古町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、「町民同士が地域で支え合い 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に、計画の推進を図ってきました。第8期計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる2025年とその子ども世代が65歳以上となる2040年を見据えて、介護保険事業の充実と地域包括ケアシステムの深化を着実に進める必要があります。

これら社会状況の変化を踏まえつつ、目指す将来像や理念・目標の実現のため、高齢者保健福祉施策全般の推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを趣旨として、計画を策定します。

文中の「*」のついている用語は、用語集に説明がありますので、ご参照ください。

国の基本指針について

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）が定められ、市町村は基本指針をもとに市町村介護保険事業計画を作成することとなっており、第8期計画策定における国の基本指針の概要は次のとおりです。

① 令和7年(2025年)及び令和22年(2040年)を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)、その子ども世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えて、サービス基盤や人的基盤の整備を計画的に進める。

② 地域共生社会の実現

高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会である「地域共生社会」の実現に向けて取組を進める。

③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)

自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組を進めるために、様々な介護予防・健康づくり施策の充実・推進を行う。具体的な内容としては、一般介護予防事業の推進について、PDCAサイクルに沿った推進やリハビリテーション専門職の関与、また後期高齢者医療の保健事業や国民健康保険の保健事業等との連携を行う。また、総合事業について、その対象者や単価の弾力化を踏まえた計画の策定、就労的活動支援コーディネーターの配置などの機能拡充、保険者機能強化推進交付金等を活用した介護予防等に資する事業等などの推進を行う。

さらに、在宅医療・介護連携の推進に関する看取りや認知症への対応力強化等の観点を踏まえつつ、要介護(支援)認定者に対するリハビリテーション時の目標値の設定など、計画のPDCAサイクルに沿った推進が求められる。

④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護需要の受け皿として機能していることから、質の確保や適切なサービス基盤整備に向けて、都道府県と市町村の情報連携を強化する。

⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、(1)普及啓発・本人発信支援、(2)予防、(3)医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、(4)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、(5)研究開発・産業促進・国際展開に関する施策を推進する。

⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護人材の確保や総合事業等の担い手の確保、元気高齢者の参入による業務改善を行う。また、介護現場における業務仕分けやロボット、ICT*の活用について推進したり、文書負担軽減等業務効率化の取組を強化する。

⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス*感染症の流行を踏まえ、これらへの備えとして必要品の備蓄や、非常時に向けた訓練、研修・周知啓発等の取組を進める。

出典：厚生労働省資料より作成

2 計画の位置づけ

(1)法令の根拠

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、取り組むべき施策全般を定めます。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、要支援・要介護認定者や介護保険サービス量、介護保険事業量等の見込み等を定めます。

本町においては、高齢者保健福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るため、法令に基づき「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定しています。

(2)他計画との関係

本計画は、本町のまちづくりの基本計画である「多古町総合計画」を上位計画とし、高齢者保健福祉施策と介護保険事業を一体的に推進するための計画です。

「多古町地域福祉計画・地域福祉活動計画」「多古町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「多古町健康づくり推進計画」など、本町の関連諸計画や、県の関連計画との整合を図りながら策定します。

また、県の「千葉県高齢者保健福祉計画」や「千葉県保健医療計画」との整合性に配慮して策定するものです。

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				総合計画 令和3年度～令和12年度						
			総合戦略 令和2年度～令和6年度							
				第1期地域福祉計画 令和3年度～令和7年度						
	第7期介護保険事業計画 平成30年度～令和2年度			第8期介護保険事業計画 令和3年度～令和5年度			第9期介護保険事業計画 令和6年度～令和8年度			
	第5期障害福祉計画 平成30年度～令和2年度			第6期障害福祉計画 令和3年度～令和5年度			第7期障害福祉計画 令和6年度～令和8年度			
	健康づくり推進計画 平成30年度～令和9年度									
			第2期子ども・子育て支援事業計画 令和2年度～令和6年度							
	千葉県第7次保健医療計画 平成30年度～令和4年度					千葉県第8次保健医療計画 令和5年度～令和9年度				
	千葉県地域医療構想 平成28年度～令和7年度									

3 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、医療、高齢者福祉、保健・福祉関係団体、介護保険サービス事業者、町議会、有識者等で構成する「多古町介護保険事業計画等推進協議会」における検討を経て策定しています。

また、策定にあたっては、65歳以上の町民を対象に実施したアンケート調査や、事業所からの意見聴取、パブリックコメントの実施等を通じ、ニーズの把握、意見の収集に努めています。

第2節 高齢者を取り巻く状況

1 各種統計からみた町の状況

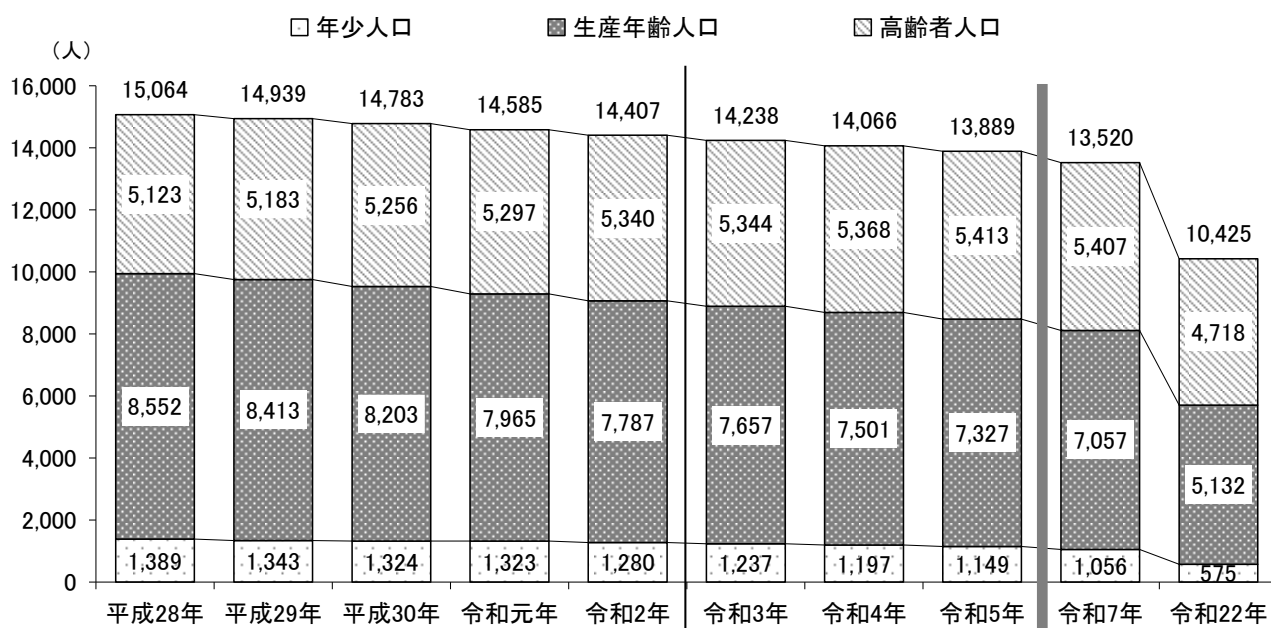
(1)人口・世帯の状況

①人口の推移

令和2年9月末現在、町の総人口は14,407人となっています。高齢化率については、令和2年9月末現在、37.1%で、平成28年から3.1ポイント増加しています。

5か年（平成28年から令和2年の平均）のコーホート変化率*で算出した推計人口は、第8期計画期間の令和3年が14,238人で令和5年に14,000人を下回り13,889人となる見込みです。年齢別では年少人口と生産年齢人口は減少し、高齢者人口は微増が見込まれます。今後も同様の変化が続くと仮定すると、令和7（2025）年の総人口は13,520人、令和22（2040）年は10,425人と推計されます。

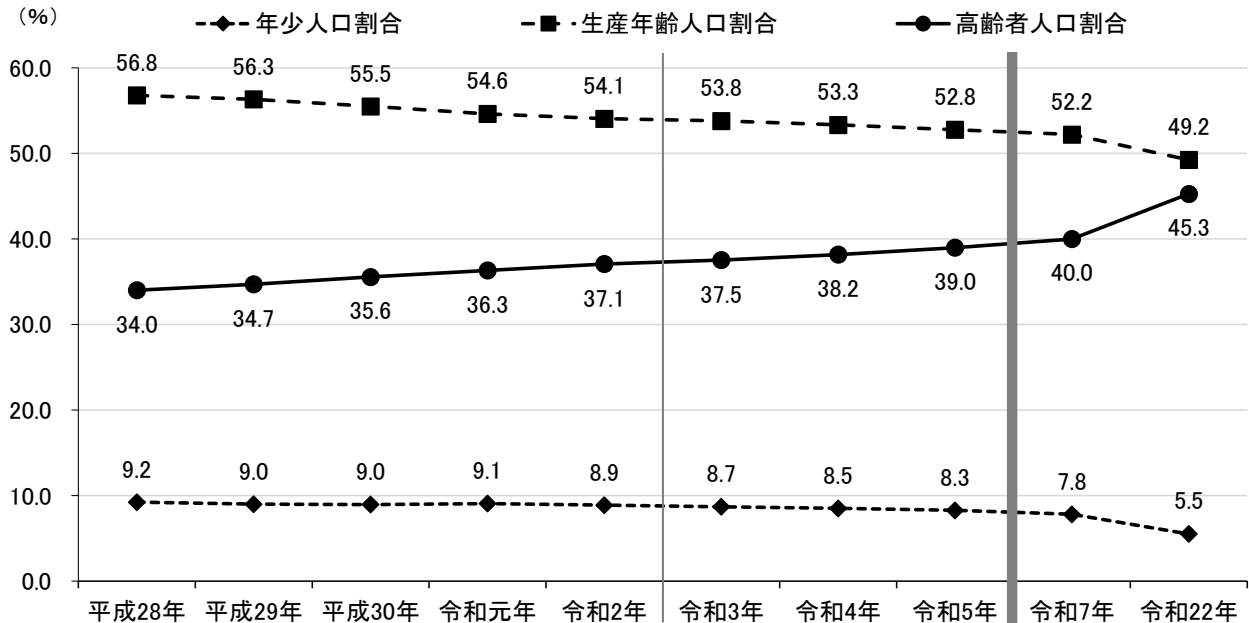
■年齢区分別人口の推移・推計（各年9月末現在）



※令和3年以降は推計人数
資料：住民基本台帳人口

人口構成は今後も少子化・高齢化の進行が見込まれ、令和3年から令和5年の年少人口割合は8%台、生産年齢人口割合は53%前後、高齢者人口割合は38%前後から、令和7（2025）年以降は年少人口割合と生産年齢人口割合が減少し、高齢者人口割合が増加する見込みです。

■年齢区分別人口の推移・推計（各年9月末現在）



※令和3年以降は推計値
資料：住民基本台帳人口

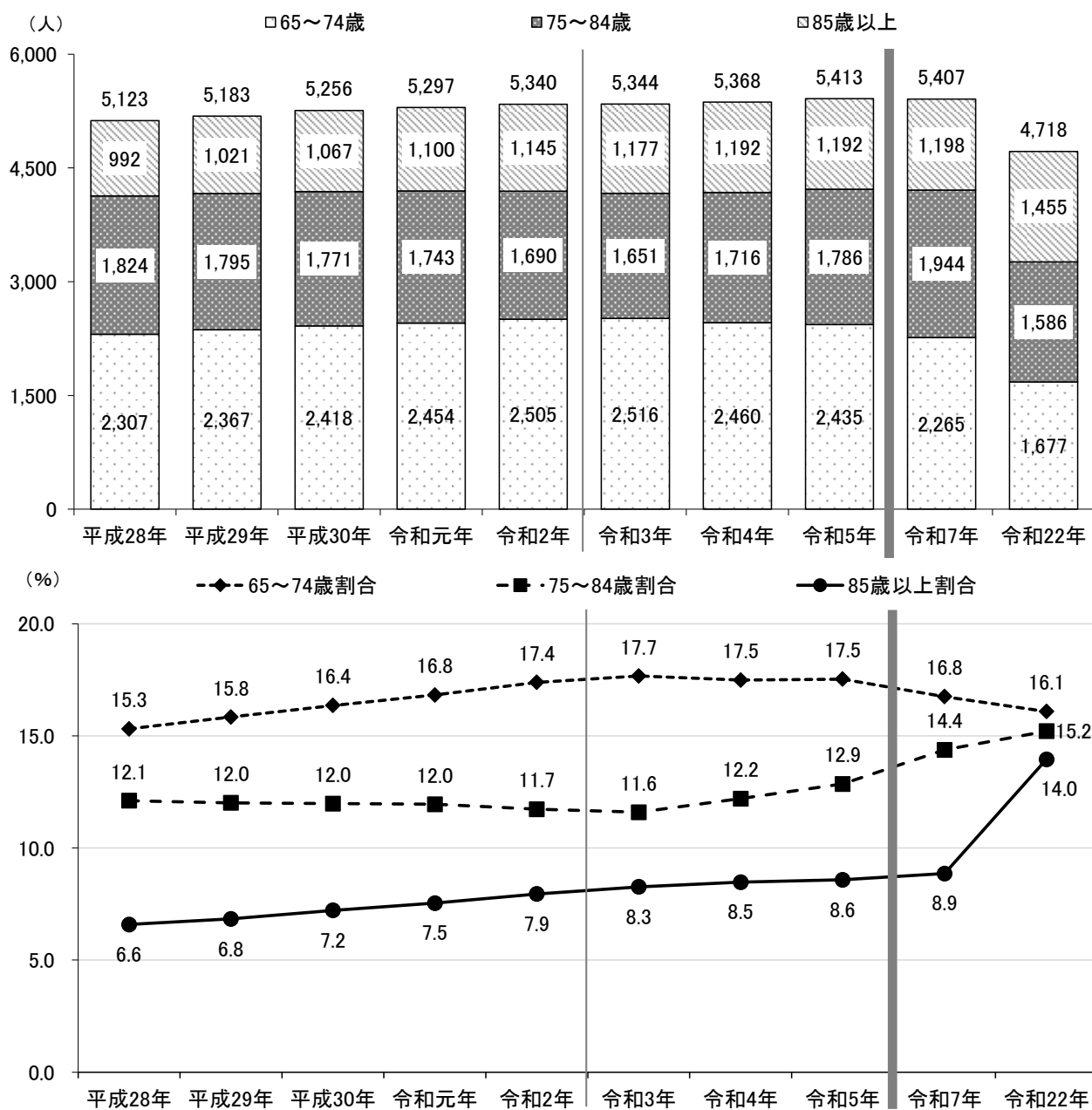
②推計高齢者人口

令和2年9月末現在、高齢者人口は5,340人で、65～74歳が2,505人と最も多くなっています。

5か年（平成28年から令和2年の平均）のコーホート変化率で算出した計画期間の65歳以上の人口は、令和3年の5,344人から令和5年では5,413人に微増し、令和7年は5,407人、令和22年は4,718人まで減少すると見込まれます。

今後は、65～74歳の前期高齢者が令和7年以降2,300人を下回り減少を続ける見込みとなっており、75～84歳は令和7（2025）年までは増加しますが、令和22（2040）年にかけて減少する見込みとなっています。85歳以上は令和22年には1,455人になり、増加が続くと見込まれます。

■年齢区分別高齢者人口の推移・推計(各年9月末現在)

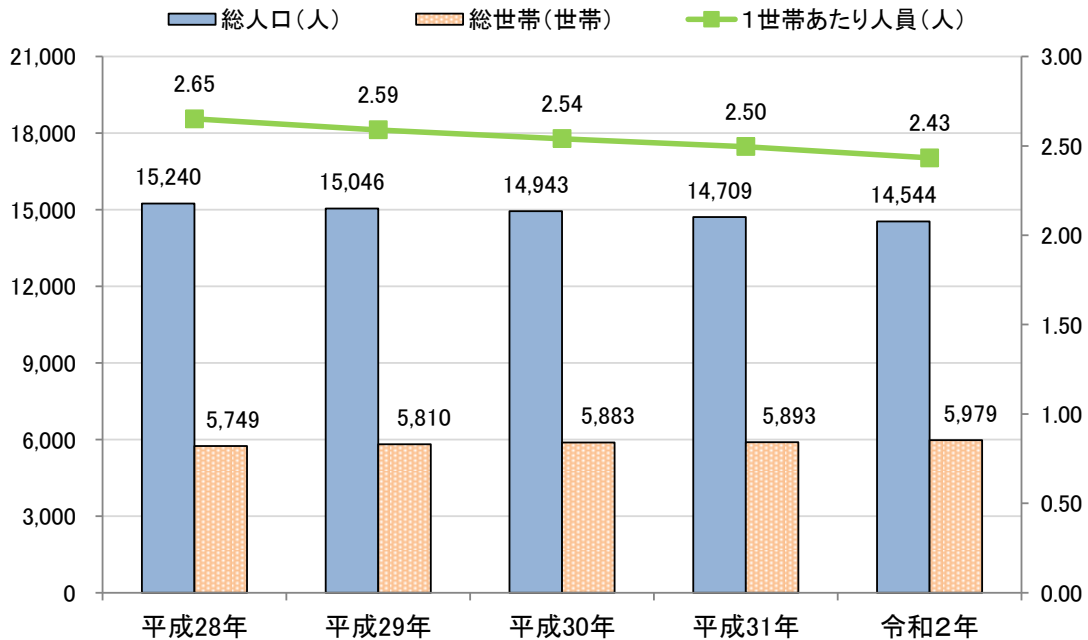


※令和3年以降は推計
資料:住民基本台帳人口

③世帯数・世帯人員の推移

世帯数は平成28年の5,749世帯から令和2年では5,979世帯に増加していますが、1世帯あたり人員は減少し、令和2年では2.43人となっています。

■世帯数・世帯人員の推移(各年1月1日現在)



資料:総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

④高齢者のみ世帯の推移

平成17年から平成27年にかけて、高齢者単身世帯は416世帯から615世帯へと約1.5倍、高齢夫婦世帯は295世帯から497世帯へと約1.7倍と、共に大きく増加しています。

■高齢者のみ世帯の推移(各年10月1日現在)

(世帯)	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者単身世帯	416	488	615
高齢夫婦世帯	295	365	497
合計	711	853	1,112

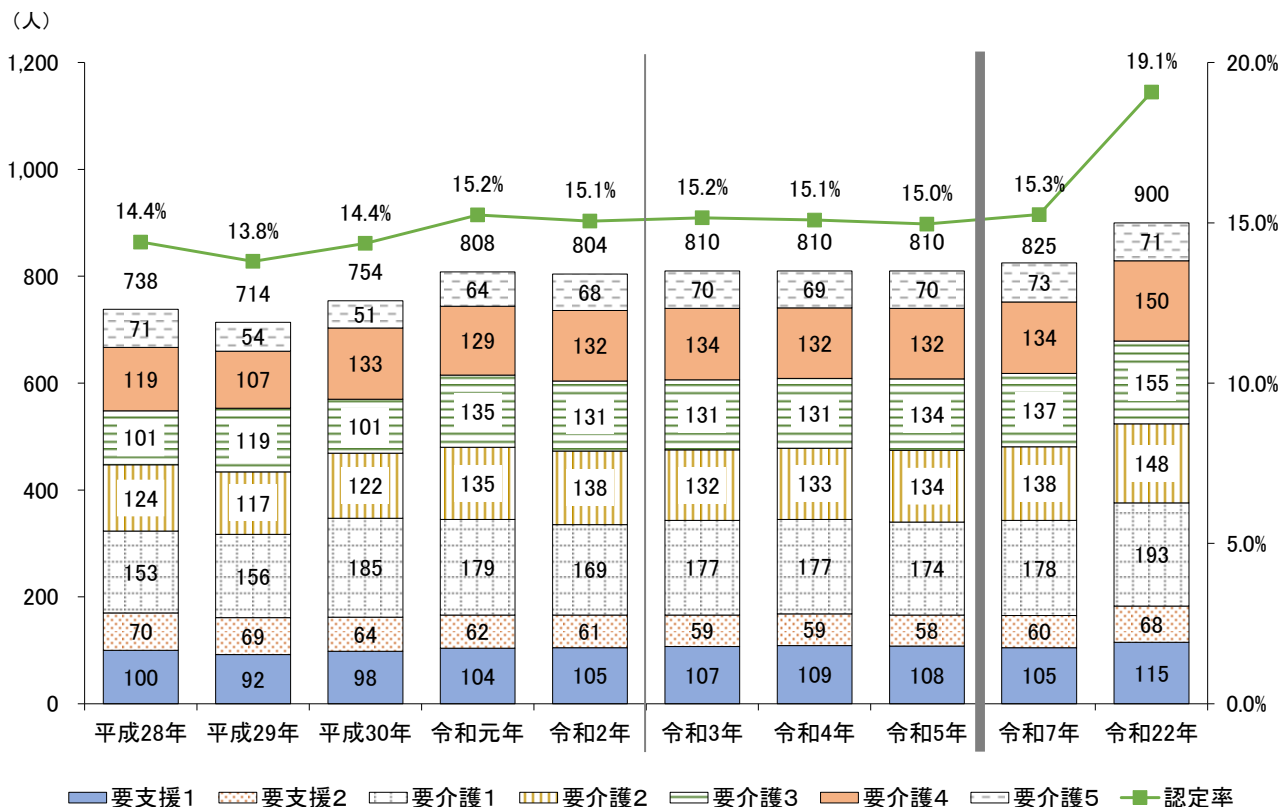
資料:国勢調査

(2)介護保険事業の概要

①要支援・要介護認定者の推移・推計

要支援・要介護認定者数は、令和2年は804人となっています。その後は、810人で推移し、令和7年に825人、令和22年に900人まで増加すると見込まれます。要支援・要介護状態区分別では、中重度者の割合が増えています。

■要支援・要介護認定者の推移・推計(第1号・第2号の合計)(各年9月末現在)



※令和3年以降は推計

資料:介護保険事業状況報告月報

②介護保険料

保険料基準月額は、第6期・第7期と4,305円で設定しており、国、県平均より低い水準となっており、香取圏域では1番低い金額になっています。

■介護保険料基準額(第5段階)

	第6期保険料基準額(月額)	第7期保険料基準額(月額)
国	5,405 円	5,869 円
千葉県	4,861 円	5,265 円
多古町	4,305 円	4,305 円

資料:介護保険事業計画に係る保険者からの報告値

③地域支援事業

地域支援事業の令和2年度の1か月あたり利用者数は、訪問介護相当サービスで28人、通所介護相当サービスで58人となっています。

■地域支援事業の状況

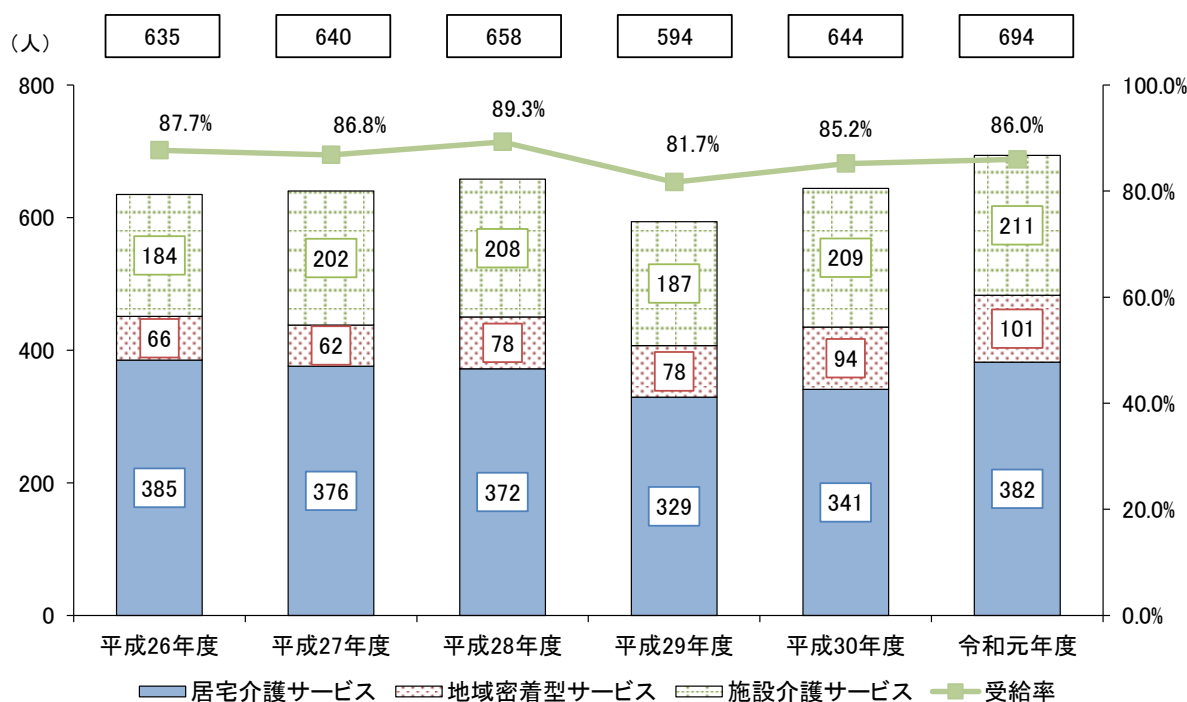
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問介護相当サービス	28人	27人	28人
通所介護相当サービス	64人	52人	58人

資料:保健福祉課

④介護保険サービスの利用者

介護保険サービスの利用者数は、各サービスで増加傾向となっています。また、居宅サービスの利用は全体の約5割を占めています。

■介護サービス受給者数の推移(各年度末現在)



資料:介護保険事業状況報告年報

⑤居宅サービス等の利用状況

居宅サービス・地域密着型サービス利用者数は年々増加しており、平成30年度の842人から令和2年度は994人となっており、152人増加しています。地域密着型サービスでは、地域密着型通所介護や認知症対応型共同生活介護の利用者が微増しています。

■居宅サービス・地域密着型サービス利用状況の推移

単位(人/月、千円/年)

種類	人数			給付費		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)
居宅サービス						
訪問介護	70	68	87	42,715	42,592	52,618
訪問入浴介護	13	9	11	7,922	6,042	9,208
訪問看護	22	22	27	10,233	10,567	14,394
訪問リハビリテーション	6	8	5	1,226	2,103	3,145
居宅療養管理指導	21	21	31	2,068	2,247	3,481
通所介護	120	148	155	81,682	104,251	105,197
通所リハビリテーション	23	21	19	13,255	12,012	11,163
短期入所生活介護	30	38	26	22,587	30,406	23,683
短期入所療養介護(老健)	4	3	3	3,890	3,167	2,068
短期入所療養介護(病院等)	12	13	3	11,342	11,415	3,205
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	173	189	212	26,977	32,206	37,870
特定福祉用具購入費	4	6	3	1,194	1,587	754
住宅改修費	1	2	2	1,346	1,620	1,556
特定施設入居者生活介護	8	9	11	13,731	19,152	22,974
居宅介護支援	254	283	302	37,326	41,346	38,023
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	0	1,201	1,107	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	24	32	39	18,909	27,651	29,683
認知症対応型通所介護	22	22	20	22,824	23,805	25,787
小規模多機能型居宅介護	22	23	21	47,039	50,732	52,840
認知症対応型共同生活介護	12	14	17	35,908	42,465	53,205
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
合計	842	929	994	403,375	466,473	490,854

※人数は整数、給付費は千円単位で表記しているため、合計が合わない箇所がある
 ※令和2年度は9月月報までの合計で人数は月平均、給付費は年間分に換算した見込み
 資料:介護保険事業状況報告から作成

⑥施設サービスの利用状況

施設サービス利用者数は年々増加しており、平成30年度の198人から令和2年度は229人となっており、約30人増加しています。介護療養型医療施設から介護医療院への移行により、令和2年度は介護医療院の利用者が増加しています。

■施設サービス利用状況の推移

単位(人/月、千円/年)

種類	人数			給付費		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
施設サービス						
介護老人福祉施設	111	119	123	320,095	351,073	371,839
介護老人保健施設	69	77	79	231,526	256,937	268,000
介護療養型医療施設	17	16	0	52,660	52,465	0
介護医療院	0	1	27	0	2,175	123,100
合計	198	212	229	604,281	662,651	762,939

※人数は整数、給付費は千円単位で表記しているため、合計が合わない箇所がある
 ※令和2年度は9月月報までの合計で人数は月平均、給付費は年間分に換算した見込み
 資料:介護保険事業状況報告から作成

⑦介護予防サービスの利用状況

介護予防サービス利用者数は年々微増しており、平成30年度の127人から令和2年度は133人となっています。

■介護予防サービス利用状況の推移

単位(人/月、千円/年)

種類	人数			給付費		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
居宅サービス						
介護予防訪問入浴介護	1	0	0	418	0	0
介護予防訪問看護	1	1	1	422	329	425
介護予防訪問リハビリテーション	3	2	2	592	430	910
介護予防居宅療養管理指導	3	3	4	284	412	533
介護予防通所リハビリテーション	2	3	6	810	1,212	2,431
介護予防短期入所生活介護	2	1	2	666	440	518
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	2	0	45	787	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	2	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	50	53	50	3,668	3,712	3,876
特定介護予防福祉用具購入費	1	1	1	378	183	263
介護予防住宅改修費	1	1	1	1,739	567	1,051
介護予防特定施設入居者生活介護	1	1	3	667	850	1,280
介護予防支援	56	58	55	2,970	3,121	2,963
地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	3	4	3	2,467	2,899	1,832
介護予防小規模多機能型居宅介護	3	3	3	1,863	1,701	1,468
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
合計	127	132	133	16,989	16,643	17,550

※従来の介護予防訪問介護・通所介護は除いている

※人数は整数、給付費は千円単位で表記しているため、合計が合わない箇所がある

※令和2年度は9月月報までの合計で人数は月平均、給付費は年間分に換算した見込み

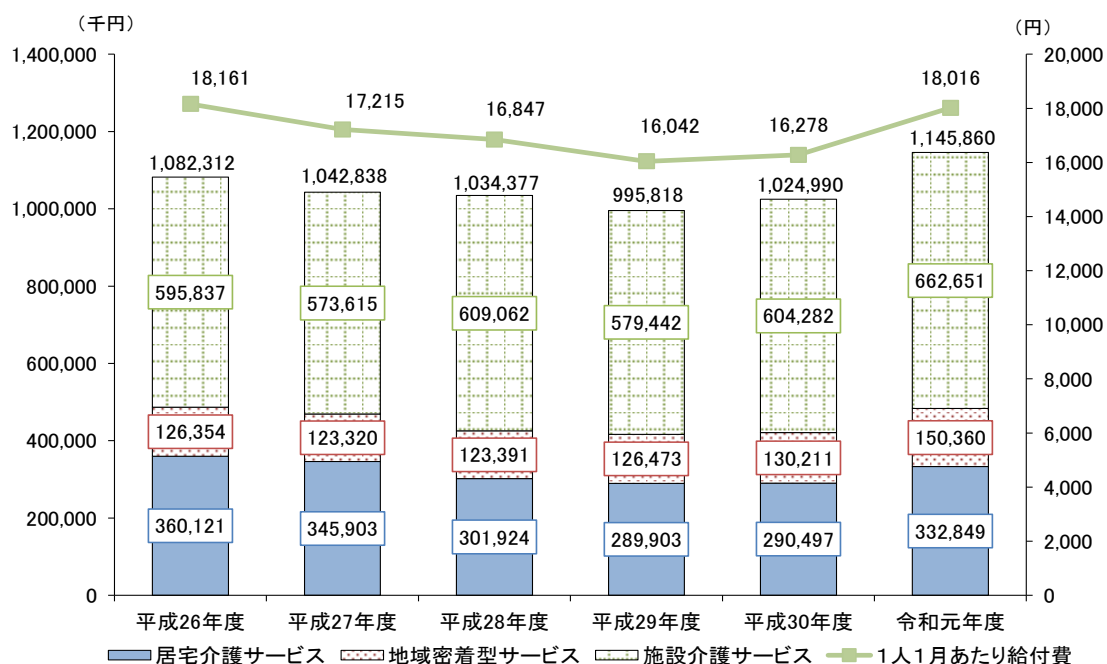
資料:介護保険事業状況報告から作成

⑧介護給付費

介護給付費は、平成29年度まで減少を続けていましたが、その後増加し、令和元年度は11億円を上回り約11億5千万円となっています。介護給付費のうち施設介護サービスが多く、全体の55%以上を占めています。被保険者1人1か月あたり給付費は、平成29年度までは減少傾向でしたが、その後増加に転じ、令和元年度は18,016円となっています。

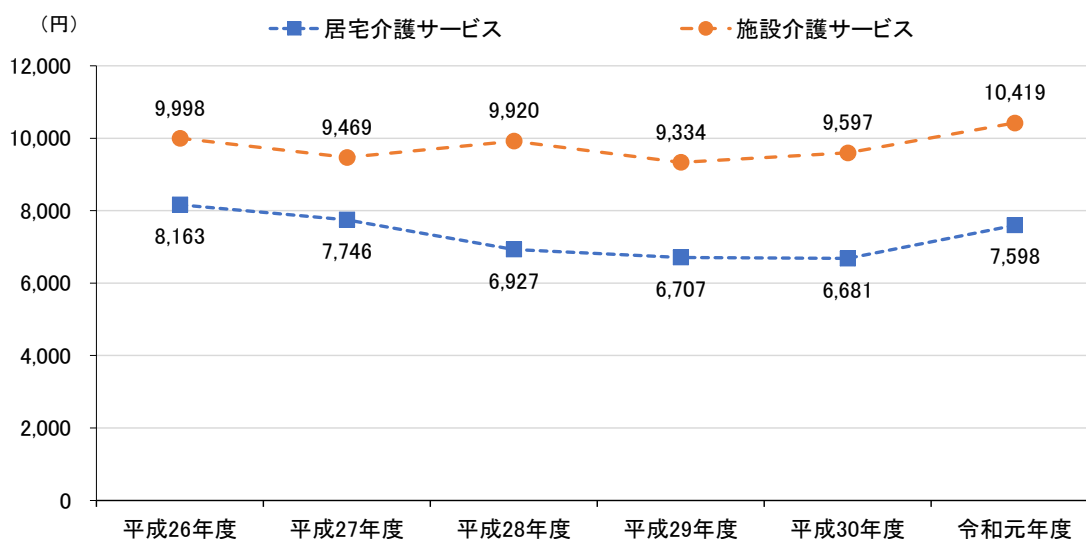
サービス別の1人1か月あたり給付費は、令和元年度は居宅介護サービス（地域密着型サービスを含む）が7,598円、施設介護サービスが10,419円と高まっています。

■介護給付費の推移(各年度末現在)



資料:介護保険事業状況報告年報

■被保険者1人1か月あたり介護給付費の推移(各年度末現在)



※被保険者1人1か月あたり給付費は給付費合計を第1号被保険者数の年間累計数で除したものと

資料:介護保険事業状況報告年報

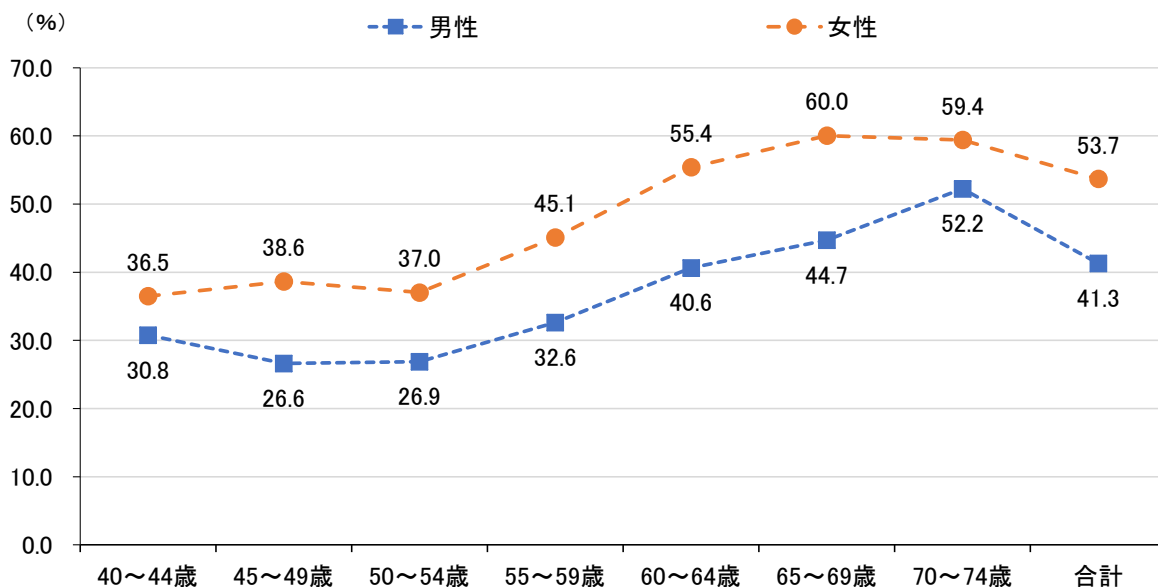
(3)健康の状況

①特定健診受診状況

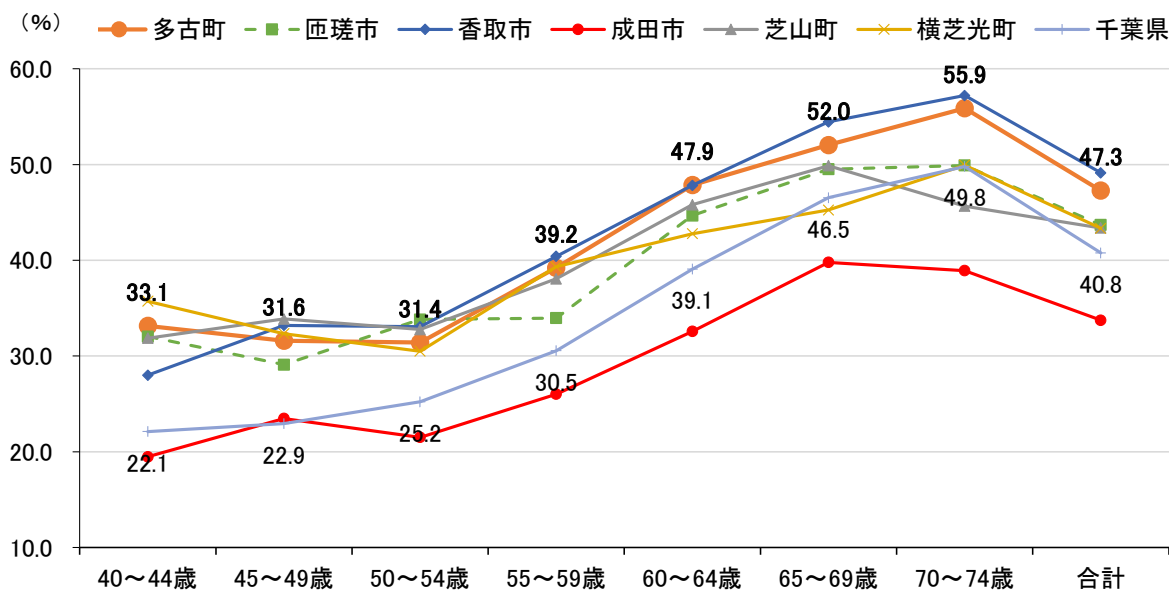
平成30年度における男女別特定健診受診率は、すべての年代で女性が男性を上回っており、男女別の特定健診の受診率は男性が41.3%、女性が53.7%となっています。

他の年代と比較すると、40歳代の受診率はやや低いものの、50歳代以降の受診率は比較的高くなっています。また、いずれの年代においても県の受診率より高くなっています。

■男女別特定健診受診率



■市町村別特定健診受診率



資料:平成30年度実施分特定健康診査・特定保健指導における法定報告結果集計情報

②各種健診・検診等

令和元年度の特定健診受診率は平成30年度の47.3%から微減しており、後期高齢者健診の受診率は37%台、国保の人間ドックの受診者は150人台で推移しています。

■取組状況

項目	実績		
	平成30年度	令和元年度	
特定健診受診率	47.3%	45.1%	
後期高齢者健康診査受診率	37.7%	37.3%	
人間ドック	【国保】受診者数	155人	152人
	【後期】受診者数	30人	30人

資料:住民課

③健康教育

健康づくり教室を年10回程度開催しています。

■取組状況

項目	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
健康づくり教室の開催	10回実施 実46人 延べ269人	10回実施 実47人 延べ210人	9回実施 実44人 延べ270人

資料:保健福祉課

(4)就労の状況

就業者数は、平成22年の8,324人から平成27年では7,924人に減少していますが、15歳以上人口に占める就業率は平成22年の58.4%から平成27年の60.0%に微増しています。産業別では第3次産業が最も多く、35%前後を占めています。

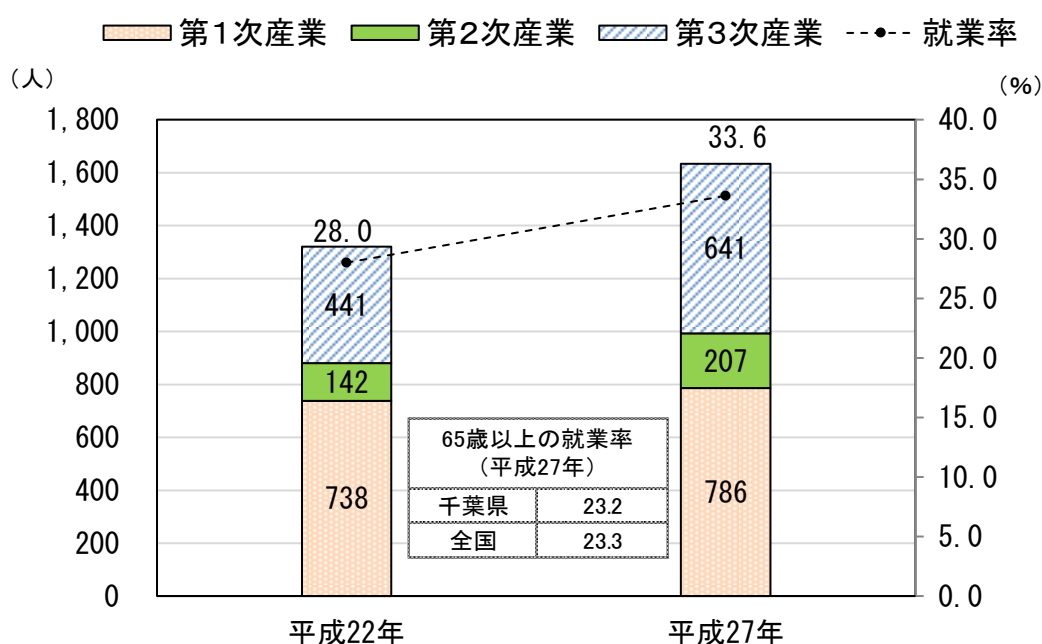
65歳以上の就業者数は1,322人から1,654人に増加しており、就業率は28.0%から33.6%に増加し、産業別では第1次産業が16%程度と多くみられます。また、65歳以上の就業率は県や国の就業率よりも10%ほど高くなっています。

■就業者・就業率の推移(各年10月1日現在)

区分		平成22年		平成27年	
		就業人口(人)	就業率(%)	就業者数(人)	就業率(%)
総数	総数	8,324	58.4	7,924	60.0
	第1次産業	1,704	12.0	1,535	11.6
	第2次産業	1,628	11.4	1,545	11.7
	第3次産業	4,962	34.8	4,779	36.2
	分類不能	30	0.2	65	0.5
65歳以上	総数	1,322	28.0	1,654	33.6
	第1次産業	738	15.6	786	16.0
	第2次産業	142	3.0	207	4.2
	第3次産業	441	9.4	641	13.0
	分類不能	1	0.0	20	0.4

※就業率は、15歳以上人口に占める就業人口の割合
資料:国勢調査

■65歳以上の就業人口と就業率(各年10月1日現在)

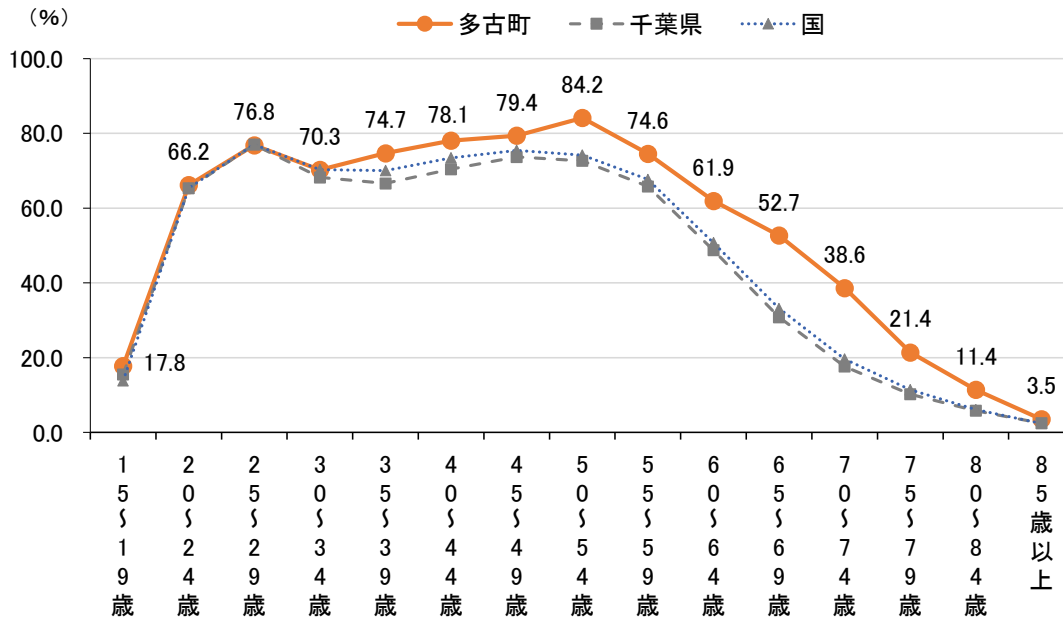


資料:国勢調査

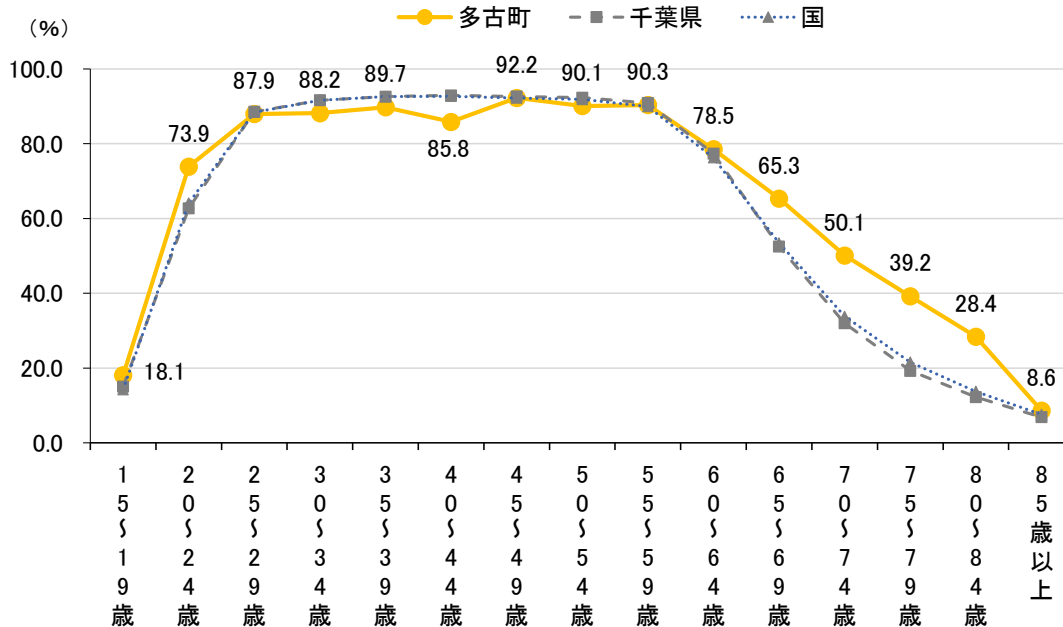
性年齢別の就業率は、男女ともに県や国の平均よりも高い就業率となっておりますが、男性の30～50代で国や県よりも低くなっており、特に40～44歳では大きく下がっています。

■性年齢別就業率(平成 27 年 10 月 1 日現在)

<女性>



<男性>



資料:国勢調査

2 アンケート調査による地域課題

(1) 調査概要

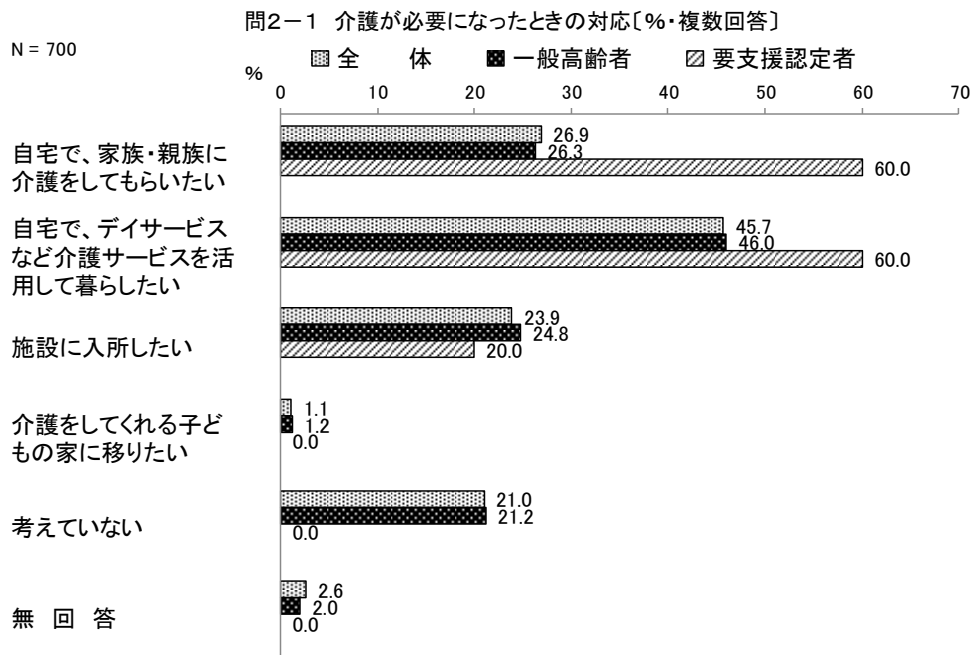
第8期介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、高齢者の生活状況及び課題の把握、要介護認定者の在宅生活や介護者の就労継続の状況及び課題の把握、町内で介護保険サービスを提供している事業所の今後の事業展開や課題の把握を目的にアンケート調査を実施しました。それぞれのアンケートの調査結果を分析し、地域課題を把握して、計画を策定します。

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査方法	郵送により配布・回収	
調査時期	令和元年12月26日～令和2年1月10日	
調査対象	多古町の65歳以上の介護保険被保険者約1,600人を無作為に抽出	多古町の65歳以上の介護保険被保険者で、要介護認定を受けている、在宅で生活をしている方
配布数	1,600 件	386 件
回答数	837 件	168 件
回収率	52.3%	43.5%
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none">・回答者の属性・家族や生活状況について・体を動かすこと、食べること、健康状況について・毎日の生活について・地域での活動、助け合いについて	<ul style="list-style-type: none">・回答者の属性・介護保険サービスの利用について・介護の状況等について・介護者の方について

(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

①自分が介護を必要となったときの希望

自分が介護を必要となったときの希望についてみると、「自宅で、デイサービスなど介護サービスを活用して暮らしたい」が45.7%と多く、ついで「自宅で、家族・親族に介護をしてもらいたい」が26.9%、「施設に入所したい」が23.9%、「考えていない」が21.0%と続いています。



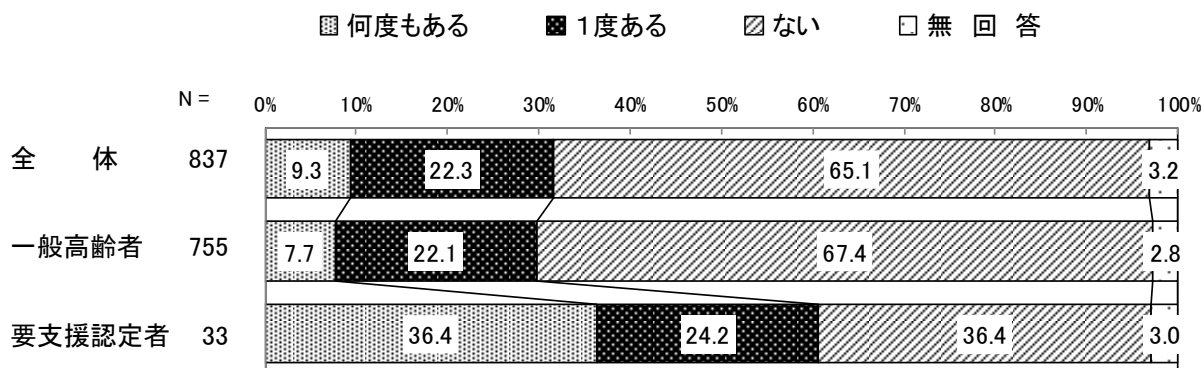
※調査結果のグラフは少数第2位以下を四捨五入しているため、合計が合わない箇所がある(以下同様)

②転倒の経験と不安

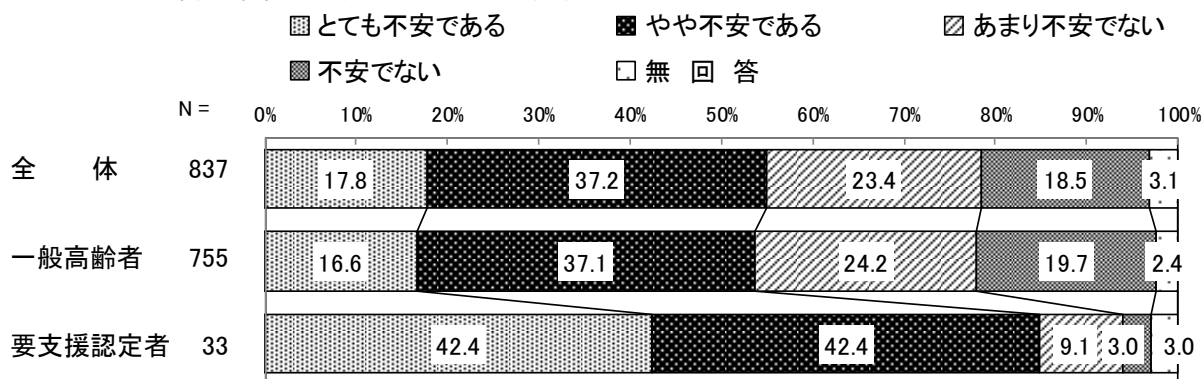
過去1年間の転倒の経験は「ない」が65.1%と多く、「1度ある」が22.3%、「何度もある」が9.3%となっています。

転倒に対する不安については、「やや不安である」が37.2%と多く、ついで「あまり不安でない」が23.4%、「不安でない」が18.5%、「とても不安である」が17.8%で続いています。不安である（「とても不安である」と「やや不安である」の合計）と感じている回答者は55.0%となっています。

問4 過去1年間に転んだ経験[%]



問5 転倒に対する不安は大きい[%]

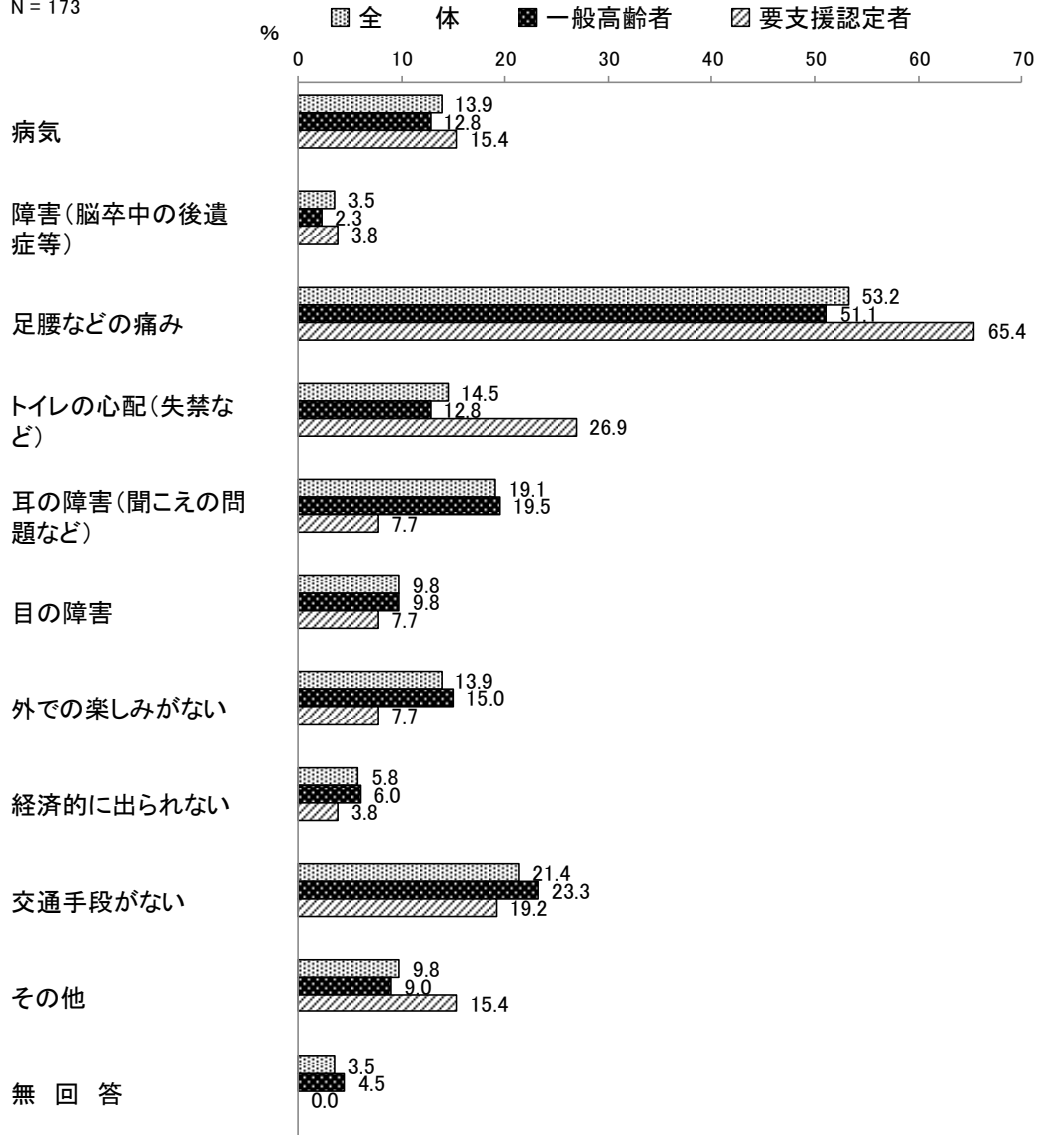


③外出を控えている理由【上位5回答】

外出を控えている理由は、「足腰などの痛み」が53.2%と多く、ついで「交通手段がない」が21.4%、「耳の障害（聞こえの問題など）」が19.1%、「トイレの心配（失禁など）」が14.5%、「病気」と「外での楽しみがない」がともに13.9%となっています。

問8-1 外出を控えている理由[%・複数回答]

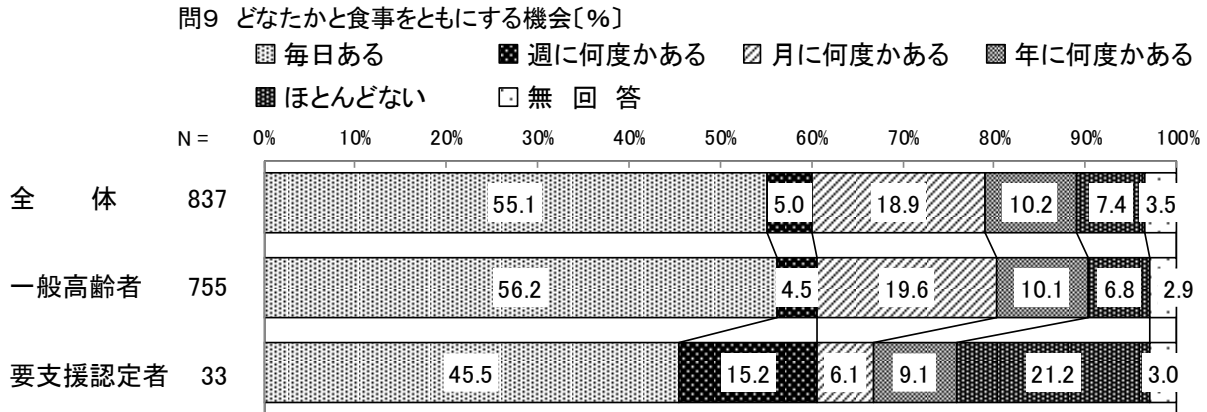
N = 173



		問8-1外出を控えている理由[%・複数回答]											
		全体	病気	障害(脳卒中の後遺症等)	足腰などの痛み	トイレの心配(失禁など)	耳の障害(聞こえの問題など)	目の障害	外での楽しみがない	経済的に出られない	交通手段がない	その他	無回答
居住地 区別	全体	173	24	6	92	25	33	17	24	10	37	17	6
		100.0	13.9	3.5	53.2	14.5	19.1	9.8	13.9	5.8	21.4	9.8	3.5
	多古地区	44	8	-	22	7	8	4	5	2	10	6	1
		100.0	18.2	-	50.0	15.9	18.2	9.1	11.4	4.5	22.7	13.6	2.3
	多古第二地区 (旧第二小学区)	16	2	-	6	3	3	1	1	-	4	2	2
		100.0	12.5	-	37.5	18.8	18.8	6.3	6.3	-	25.0	12.5	12.5
	東條地区	18	2	2	9	3	4	2	2	-	1	2	2
		100.0	11.1	11.1	50.0	16.7	22.2	11.1	11.1	-	5.6	11.1	11.1
	久賀地区	42	5	1	25	6	6	4	5	6	9	4	1
		100.0	11.9	2.4	59.5	14.3	14.3	9.5	11.9	14.3	21.4	9.5	2.4
常磐地区	28	5	3	16	3	4	3	5	1	7	1	-	
	100.0	17.9	10.7	57.1	10.7	14.3	10.7	17.9	3.6	25.0	3.6	-	
中地区	21	2	-	11	2	6	3	5	1	5	2	-	
	100.0	9.5	-	52.4	9.5	28.6	14.3	23.8	4.8	23.8	9.5	-	
無回答	4	-	-	3	1	2	-	1	-	1	-	-	
	100.0	-	-	75.0	25.0	50.0	-	25.0	-	25.0	-	-	

④誰かと食事をとにもする機会があるか

誰かと食事をとにもする機会があるかについては、「毎日ある」が55.1%と多く、ついで「月に何度かある」が18.9%、「年に何度かある」が10.2%となっています。

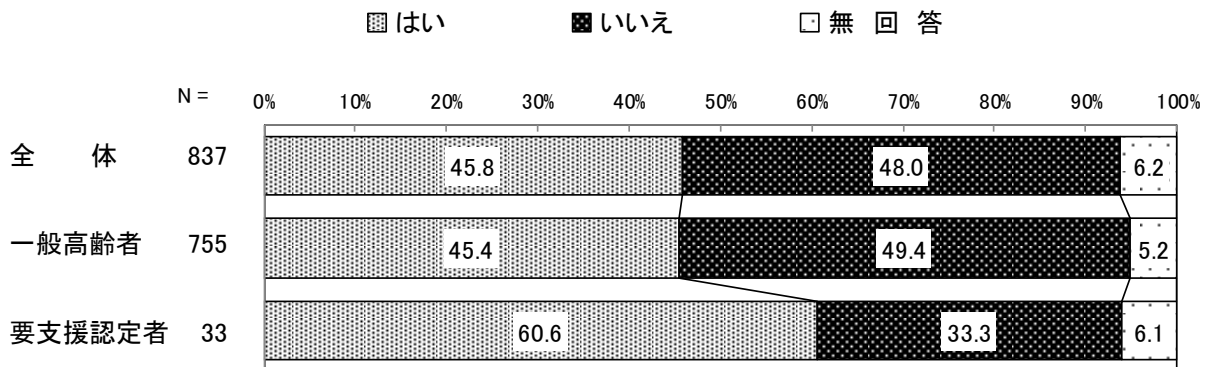


		問9どなたかと食事をとにもする機会[%]						
		全 体	毎日あ る	週に何 度かあ る	月に何 度かあ る	年に何 度かあ る	ほとん ど ない	無回答
居住地 区別	全 体	837	461	42	158	85	62	29
		100.0	55.1	5.0	18.9	10.2	7.4	3.5
	多古地区	281	166	14	52	25	18	6
		100.0	59.1	5.0	18.5	8.9	6.4	2.1
	多古第二地区 (旧第二小学 区)	71	44	2	10	8	5	2
		100.0	62.0	2.8	14.1	11.3	7.0	2.8
	東條地区	58	29	4	13	5	5	2
		100.0	50.0	6.9	22.4	8.6	8.6	3.4
	久賀地区	175	95	7	32	16	17	8
		100.0	54.3	4.0	18.3	9.1	9.7	4.6
常磐地区	110	56	6	22	9	9	8	
	100.0	50.9	5.5	20.0	8.2	8.2	7.3	
中地区	127	62	6	28	21	8	2	
	100.0	48.8	4.7	22.0	16.5	6.3	1.6	
無 回 答	15	9	3	1	1	-	1	
	100.0	60.0	20.0	6.7	6.7	-	6.7	

⑤物忘れが多いと感じるか

物忘れが多いと感じるかについては、「はい」が4割強となっています。

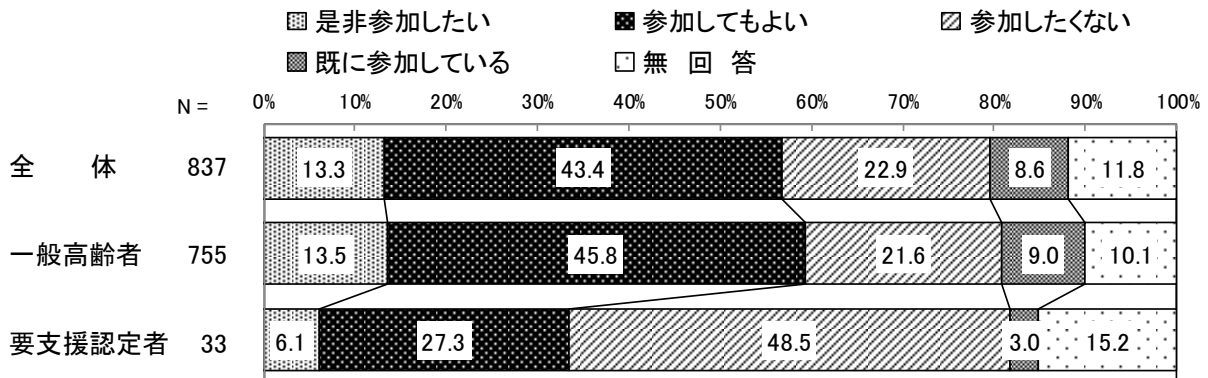
問1(1)物忘れが多いと感じますか[%]



⑥地域住民の有志の活動に参加者として参加してみたいか

地域住民の有志の活動への参加意向については、「参加してもよい」が43.4%と多く、ついで「参加したくない」が22.9%、「是非参加したい」が13.3%となっています。

問3 地域住民有志のグループ活動への参加意向[%]

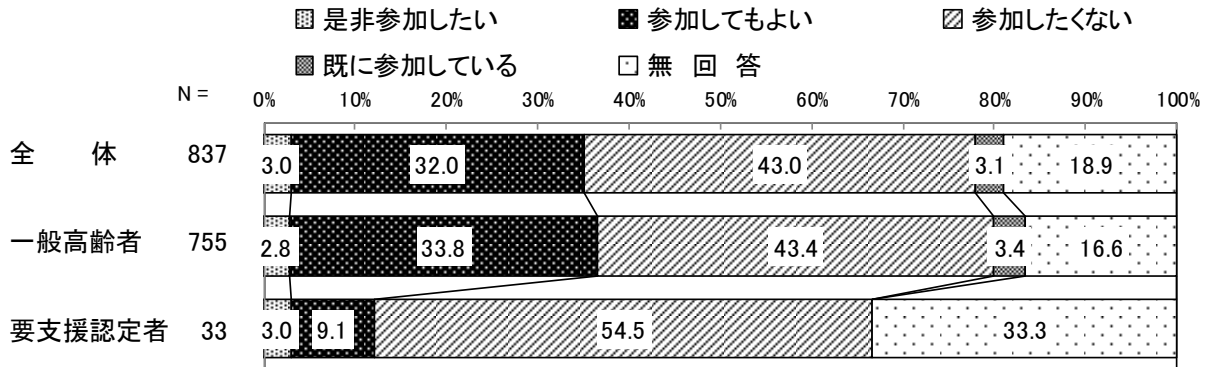


		問3地域住民有志のグループ活動への参加意向[%]					
		全 体	是非参加したい	参加してもよい	参加したくない	既に参加している	無回答
居住地 区別	全 体	837	111	363	192	72	99
		100.0	13.3	43.4	22.9	8.6	11.8
	多古地区	281	39	118	56	34	34
		100.0	13.9	42.0	19.9	12.1	12.1
	多古第二地区 (旧第二小学区)	71	11	32	14	6	8
		100.0	15.5	45.1	19.7	8.5	11.3
	東條地区	58	10	24	14	1	9
		100.0	17.2	41.4	24.1	1.7	15.5
	久賀地区	175	20	76	51	13	15
		100.0	11.4	43.4	29.1	7.4	8.6
常磐地区	110	10	55	24	7	14	
	100.0	9.1	50.0	21.8	6.4	12.7	
中地区	127	17	52	30	11	17	
	100.0	13.4	40.9	23.6	8.7	13.4	
無 回 答	15	4	6	3	-	2	
	100.0	26.7	40.0	20.0	-	13.3	

⑦高齢者等の生活を支援する活動に参加してみたいか

高齢者等の生活を支援する活動への参加意向については、「是非参加したい」、「参加してもよい」を合わせた『参加意向あり』が3割半ばとなっています。

問12 高齢者等の生活を支援する活動への参加意向[%]



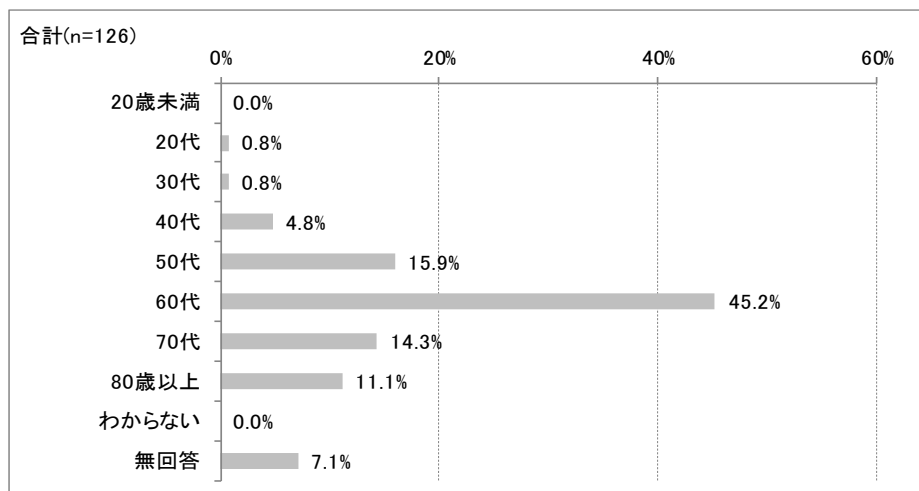
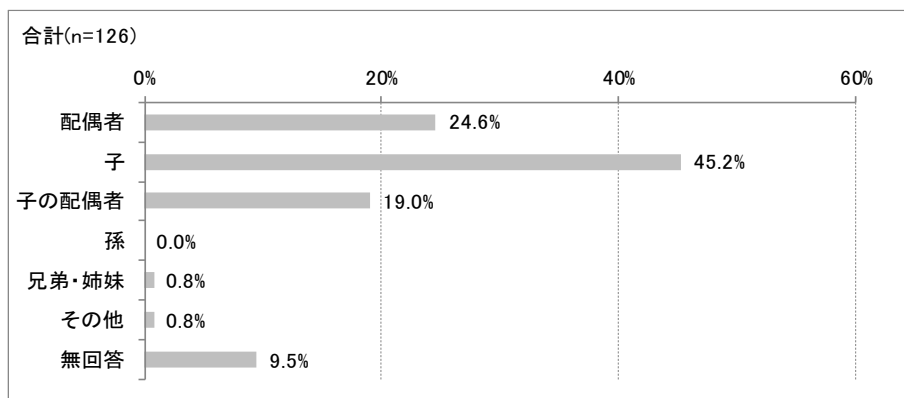
		問12高齢者等の生活を支援する活動への参加意向 [%]					
		全体	是非参加したい	参加してもよい	参加したくない	既に参加している	無回答
居住地区別	全体	837	25	268	360	26	158
		100.0	3.0	32.0	43.0	3.1	18.9
	多古地区	281	6	102	115	8	50
		100.0	2.1	36.3	40.9	2.8	17.8
	多古第二地区(旧第二小学区)	71	1	28	25	5	12
		100.0	1.4	39.4	35.2	7.0	16.9
	東條地区	58	4	21	21	2	10
		100.0	6.9	36.2	36.2	3.4	17.2
	久賀地区	175	6	47	77	4	41
		100.0	3.4	26.9	44.0	2.3	23.4
常磐地区	110	1	28	59	2	20	
	100.0	0.9	25.5	53.6	1.8	18.2	
中地区	127	6	36	57	5	23	
	100.0	4.7	28.3	44.9	3.9	18.1	
無回答	15	1	6	6	-	2	
	100.0	6.7	40.0	40.0	-	13.3	

(3)在宅介護実態調査結果

①主な介護者と介護者の年齢

主な介護者についてみると、「子」「配偶者」「子の配偶者」が上位に挙がっています。

主な介護者の年齢についてみると、70代以上が3割弱を占めています。

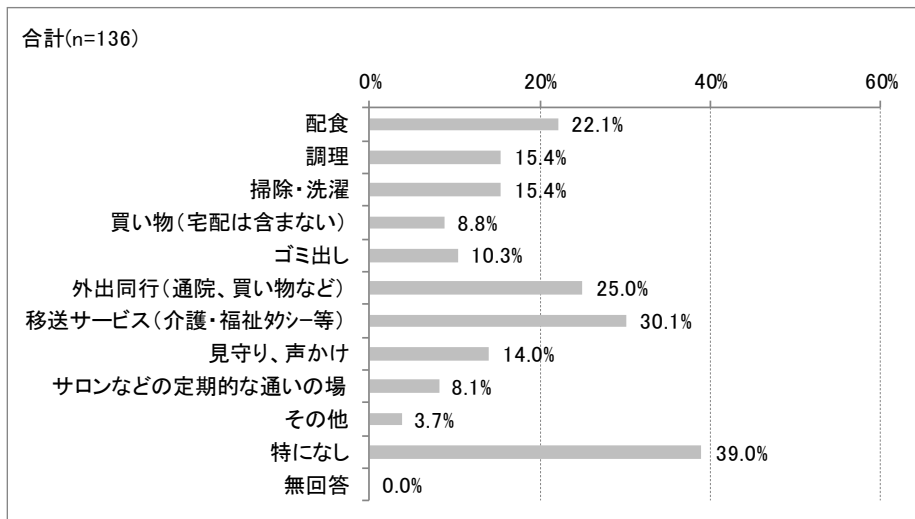


②現在抱えている傷病【上位5回答】

調査対象者が現在抱えている傷病についてみると、「認知症」が37.3%と多く、「その他」が22.2%、「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」が19.6%、「心疾患（心臓病）」が17.7%、「糖尿病」が16.5%と続いています。

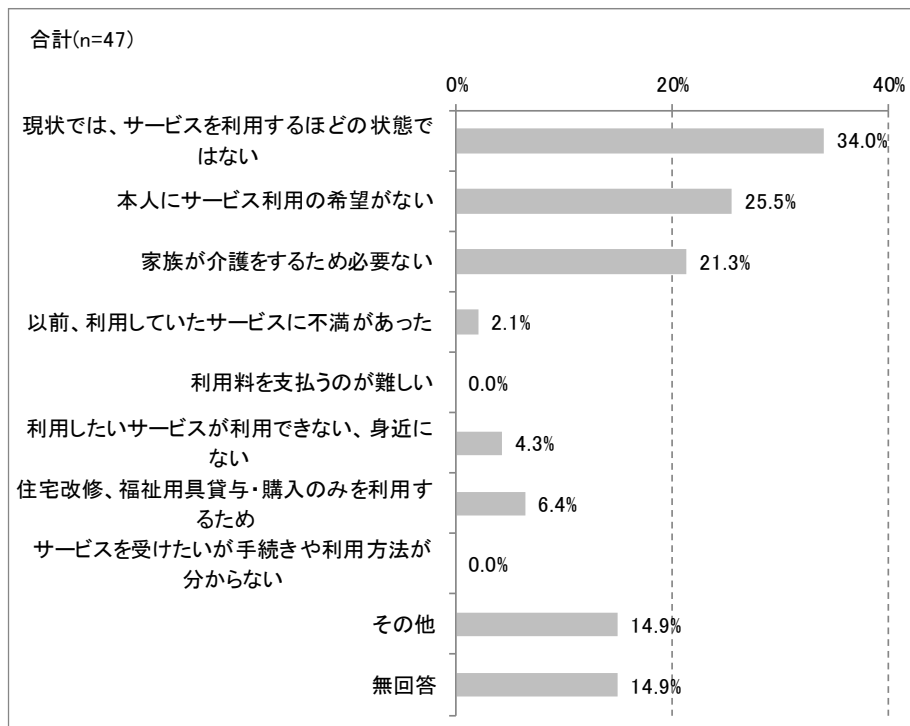
③今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「特になし」が39.0%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が30.1%、「外出同行（通院、買い物など）」が25.0%、「配食」が22.1%、「調理」と「掃除・洗濯」がともに15.4%となっています。



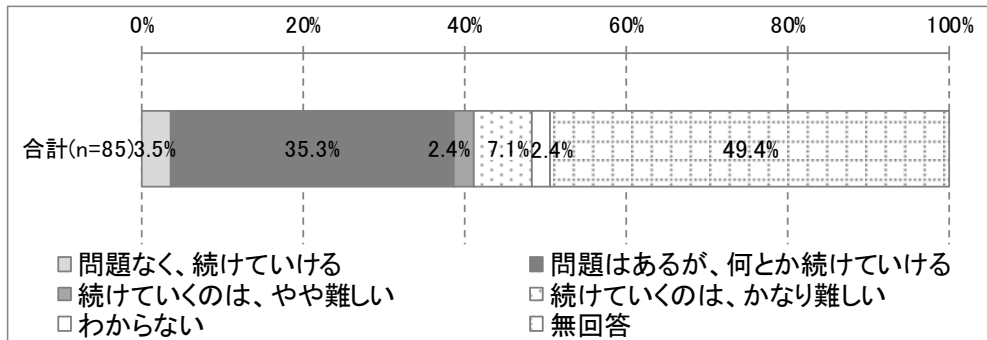
④介護保険サービスを利用していない理由

介護保険サービスを利用していない理由については、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が34.0%と多く、「本人にサービス利用の希望がない」が25.5%、「家族が介護をするため必要ない」が21.3%と続いています。



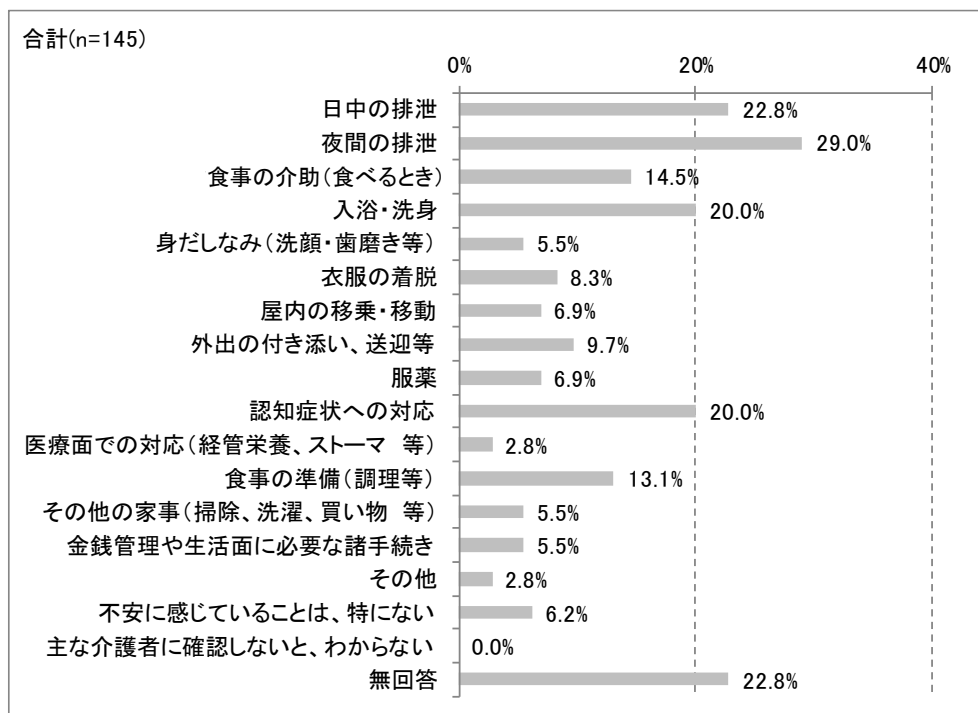
⑤ 主な介護者が、今後も働きながら介護を続けていけそうか

主な介護者が、今後も働きながら介護を続けていけそうかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」が35.3%と多く、「続けていくのは、かなり難しい」が7.1%と続いています。



⑥ 現在の生活の継続にあたって、主な介護者が不安を感じる介護等

現在の生活の継続にあたって、主な介護者が不安を感じる介護等については、「夜間の排泄」が29.0%と多く、「日中の排泄」が22.8%、「入浴・洗身」と「認知症状への対応」がともに20.0%で続いています。



(4)事業所調査結果

本計画の策定にあたり、介護保険サービス等を提供する事業所の立場から課題や意見等を把握するため、ヒアリングシートによる現況把握調査を実施しました。

調査対象	町内の介護保険サービス事業所
調査時期	令和2年10月
配布数	25件
回答数	16件

主な意見は次のとおりです。

①運営及び経営上の課題

実施しているサービスの必要性や内容の理解及び他職種との連携体制を強化するための知識の向上を図ること、また職員の育成の取組及び勤務状況の変化や離職等により介護人材が不足しているため人材確保が必要になっていること、サービスの提供体制が不安定なため安定した利用者の確保といった課題が挙がっています。

②地域との関わりの現状、また事業・活動での課題

専門的な職種の人材の不足、他の事業者や地域ボランティアとの連携不足や情報共有・意見交換ができていない、提供サービス内容・利用方法等の地域住民への周知不足といった意見が挙がっています。

③介護保険以外のサービスでニーズの高いもの

ゴミ出し、声かけ・見守り、移送（介護タクシー等）、買い物、配食といったサービスが挙がっています。

④地域において「支え合い」が必要な世帯やその状況について感じていること

高齢者や障がい者、介護者等が孤立しない、孤立させないための取組が不十分、また、住民同士のつながりが薄い、高齢者世帯、独居世帯への見守り、声かけや災害時の避難支援体制の充実が必要、高齢者等の移動手段（デマンドタクシー*のサービス内容の検討等）に関すること、緊急通報装置の設置基準の見直し、町内に介護保険入所施設等が不十分などといった意見が挙がっています。

3 本町の高齢者を取り巻く特徴と課題

各種統計、アンケート調査結果等から、本町の高齢者保健福祉と介護保険事業の推進にあたっての課題を整理しています。

■人口・世帯構成の特徴・課題

- ・総人口は今後も微減が見込まれる。
- ・高齢化率は令和2年は37.1%で、過去5年間で3%上昇している。
- ・今後も高齢化率は上昇し、令和7年には40%と見込まれる。
- ・総人口、年少人口、生産年齢人口ともに、減少傾向が見込まれる。
- ・高齢者のみ世帯が増加している。

■要支援・要介護認定の特徴・課題

- ・認定者数は平成29年から令和元年で100人弱増加したが、令和元年から令和2年にかけてほぼ横ばい。
- ・認定者数は、令和3年度以降は同程度からゆるやかな増加が見込まれる。
- ・認定率は、国、県の平均値を下回っている。
- ・認定率は、平成29年以降は上昇傾向である。

■介護保険料の特徴・課題

- ・第5～7期は、県内でも保険料が低い水準となっている。

■サービス利用・提供の特徴・課題

- ・1人あたりの給付費は国、県の平均を下回る。
- ・施設サービスの給付費の比率が高い。
- ・訪問系サービスについては、利用が少ない状況。
- ・在宅介護の推進に向け、移送サービスと外出同行、配食等の多様なサービスを組み合わせた利用などが求められる。【アンケート】
- ・介護保険サービスを利用していない理由では、「住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため」や「利用したいサービスが利用できない、身近にない」、「以前、利用していたサービスに不満があった」といった理由もそれぞれ少数ずつみられる。【アンケート】
- ・地域包括ケアシステムを深化させていくための人材育成と連携が課題。【事業所調査】

■健康上の特徴・課題

- ・転倒の経験は3割程度だが、転倒に対する不安をもつ方の割合は5割を超えて高い。【アンケート】
- ・外出を控えている理由では、「足腰などの痛み」が最上位である。【アンケート】
- ・現在治療中、または後遺症のある病気については、「高血圧」、「目の病気」が上位。「ない」は1割強である。【アンケート】

■就労・社会参加の特徴・課題

- ・国、県、近隣市町と比べて、高齢者の就農率が高く、千葉県第2位となっている。
- ・地域住民の有志の活動に参加者として参加してみたいと思う割合は6割弱となっている。【アンケート】
- ・高齢者等の生活を支援する活動への参加意向ありが3割半ばとなっている。【アンケート】

■高齢者の生活の特徴・課題

- ・自分が介護を必要となったときの希望は、介護サービスを活用しながら、あるいは家族・親族に世話してもらいながら「自宅」での暮らしを希望する割合が高い。【アンケート】
- ・誰かと食事をともにする機会があるかでは、「年に何度かある」と「ほとんどない」を合わせると2割弱に上る。【アンケート】
- ・物忘れが多いと感じる割合は4割強である。【アンケート】
- ・趣味、生きがいについて、「思いつかない」がそれぞれ2割程度となっている。【アンケート】
- ・今後、町が重点的に取り組むべきことについては、「外出の際の移動を支援する事業」「保健師や看護師が定期的に訪問し、閉じこもりや生活機能低下を予防する事業」「日常の困りごと（買い物・ごみ出し・布団干しなど）に対して手助けを行う事業」が上位となっている。

■介護者の特徴・課題

- ・主な介護者が、今後も働きながら介護を続けていけそうかについては、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた『介護の継続が困難』が1割弱みられる。【アンケート】
- ・現在の生活の継続にあたって、主な介護者が不安に感じる介護等については、「夜間の排泄」、「日中の排泄」、「認知症状への対応」と「入浴・洗身」が上位となっている。【アンケート】

第3節 計画の基本的な考え方

1 基本理念

多古町の目指す地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、共に支え合いながら、いきいきと安心して暮らせるまちの実現のための取組であり、本計画期間においては2025年、その後の2040年を見据えて、基本理念の実現に向けて施策を推進します。

■基本理念

町民同士が地域で支え合い
高齢者が住み慣れた地域で
いきいきと安心して暮らせるまちづくり



2 基本目標

先に掲げた基本理念の下、本町における高齢者の暮らしの目指すべき姿として、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 自立支援と重度化防止のための健康支援・介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で、心身ともに健康で自立した生活を送ることができるよう、健康支援と介護予防を一体的に推進し、虚弱な状態になることを予防しながら、高齢者の自立支援と重度化防止を図ります。

このためにも、高齢者と高齢者を支える主体の活動を支援したり、老人クラブや自治会等の町民主体の活動との有機的な連携などにより、高齢者の地域での活躍の場づくり、生きがいづくり等を推進し、高齢者の積極的な取組を支援します。

基本目標2 地域包括ケアシステム構築の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域全体で高齢者を支えるため、保健・医療・福祉が連携して地域包括ケアシステムの構築をさらに推進します。地域包括支援センターの機能強化、介護予防と地域特性に配慮した生活支援を推進して、安心できる暮らしを支える包括的なケア体制づくりに取り組みます。

介護保険サービス、地域支援事業を中心に、多様なサービスを組み合わせて利用できるようにすることにより、高齢者とその家族の生活支援を推進します。

基本目標3 介護サービスの充実

高齢期を迎えて単身となったり、介護が必要になっても、高齢者の自立と要介護状態の予防・重度化防止の支援として、必要な介護サービスを選択・利用できる介護支援体制の充実を図り、介護保険制度の健全運営と適切なサービス提供に努めます。

3 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送れるよう、高齢者と地域の実情に応じた介護サービス基盤の構築に向けて、日常生活圏域を設定します。本町においては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案し、従来通り町全域を1つの圏域として設定します。

4 施策の体系

基本理念

町民同士が地域で支え合い高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくり

基本目標

施策の方向

基本目標1
自立支援と重度化防止のための健康支援・介護予防の推進

- 1 健康支援・介護予防の充実
- 2 生きがいづくりの推進

基本目標2
地域包括ケアシステム構築の推進

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 在宅医療と介護連携の推進
- 3 認知症施策の推進
- 4 住まいの環境整備
- 5 高齢者の権利擁護
- 6 生活支援サービスの充実
- 7 高齢者を地域で支える体制づくりの推進

基本目標3
介護サービスの充実

- 1 介護人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のための取組の推進
- 2 制度の円滑な運営

第2章 各論

基本目標1 自立支援と重度化防止のための健康支援・介護予防の推進

施策の方向	事業等	
1 健康支援・介護予防の充実	(1)健康づくりの支援	①各種健診・検診等
		②健康教育
		③健康相談
		④訪問指導
		⑤こころの健康相談
		⑥歯と口腔の健康づくりに関する事業
		⑦高齢者予防接種事業
		⑧感染症対策★
	(2)一般介護予防事業	①介護予防把握事業
		②介護予防普及啓発事業
		③地域介護予防活動支援事業
		④一般介護予防事業評価事業
		⑤地域リハビリテーション活動支援事業
		⑥一般介護予防事業と保健事業・他の総合事業等との連携★
	(3)介護予防・生活支援サービス事業	①訪問型サービス
		②通所型サービス
③その他の生活支援サービス		
④介護予防ケアマネジメント		
	(4)高齢者に対する保健事業と一般介護予防事業等との一体的な実施★	
2 生きがいの推進	(1)老人クラブ活動の支援	
	(2)サロン活動の促進	
	(3)生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の推進	
	(4)イベント・行事の充実	
	(5)就労支援	
	(6)たまこタクシー(デマンドタクシー)事業	
	(7)敬老行事への支援	

★は国の基本指針見直しの方針案に基づき、第8期計画から新たに記載する施策等（以下同様）

1 健康支援・介護予防の充実

各種健康診査や検診、体とこころの健康相談、予防接種の実施等を通じて、高齢者の健康づくりに向けた取組を推進します。

(1)健康づくりの支援

多古町健康づくり推進計画に沿って、高齢者の健康支援のための取組を推進します。

①各種健診・検診等

国民健康保険事業として、特に生活習慣病の大きな原因となっているメタボリックシンドローム対策に向けて、40歳以上の国保の被保険者を対象に、特定健診と特定保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防、重症化予防を推進します。疾病予防が高齢者の健康づくりと介護予防につながることから、各種検診の受診率向上を目指します。

町民の疾病の早期発見と健康維持を目指し、各種がん検診、結核検診、骨粗しょう症検診等を実施します。受診者及び要精密検査者の受診率の向上を目指します。

後期高齢者医療被保険者に対する健診を実施し、高齢者の健康を守るため、健診体制の維持に努めます。

また、35歳以上の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者を対象に、人間ドックに係る費用の助成を実施します。

②健康教育

町民の健康維持を目指して、健康増進法及び国民健康保険事業により実施している健康教育について、特定健診保健指導担当課との連携により内容の充実を図ります。

特に、高血圧・糖尿病などの生活習慣病に着目し、介護予防の前段階として日頃からの運動習慣と望ましい生活習慣の定着が進むよう、教室の充実を図ります。

③健康相談

常設の健康相談の窓口のほか、老人クラブ等の集まりなどを活用して、保健師、栄養士による健康相談を実施します。

④訪問指導

特定健診等による事後指導の必要な方などに対して保健師等が家庭を訪問し、保健指導を行います。

⑤こころの健康相談

こころの健康相談を行い、うつや閉じこもりの予防、認知症などの早期発見、早期治療につなげます。

⑥歯と口腔の健康づくりに関する事業

歯の健康と口腔機能の維持が、全身の健康に影響を及ぼすことから、歯と口腔の健康づくり推進条例に基づき、お口の健康づくりの事業を実施します。

⑦高齢者予防接種事業

高齢者のインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌予防接種事業を実施します。

⑧感染症対策

町民や介護保険サービス事業所等に対し、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症の予防、感染拡大防止策、新しい生活様式等について周知啓発を行うとともに、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築に努めます。

(2)一般介護予防事業

一般介護予防事業は、すべての高齢者が生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指し、生きがいづくりや社会参加が促進される地域づくり、地域における高齢者の自立支援に資する取組などを推進する事業です。

いきいき元気塾は継続して実施します。また、より多くの高齢者の方に幅広く介護予防の知識を習得してもらえるよう、出前講座を実施するとともに、住民主体のサロン活動については、サロン活動の活性化に向けた支援やPRを行い、実施地区の拡大を促進します。あわせて、リハビリテーション専門職の関与を促します。

①介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる事業です。

効率的な情報収集を通じて、介護予防を必要とする高齢者の早期把握と事業等の利用支援に努めます。

②介護予防普及啓発事業

介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発のため、講演会や相談会等の事業を実施し、介護予防に関連する体力増進と健康づくり、口腔機能の維持・向上、栄養改善、認知症などの正しい知識と理解の普及・啓発を図ります。

③地域介護予防活動支援事業

地域活動組織等へ介護予防に対する取組の紹介や、介護予防に関するボランティア等の人材育成の研修等を行い、地域の介護予防活動を育成・支援します。今後、サロン実施地区の拡大に向けて、サロンを運営する担い手（介護予防サポーター）の養成と普及啓発を行います。

④一般介護予防事業評価事業

目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組機能を強化するために、リハビリテーション専門職が①住民主体の通いの場への訪問、②新規の要支援認定者を対象とした訪問指導、③通所事業所への訪問をします。また、地域ケア会議にリハビリテーション専門職等が関与して、介護予防の取組機能を強化します。

⑥一般介護予防事業と保健事業・他の総合事業等との連携

高齢者に対する健康教育や訪問指導等の保健事業と一般介護予防事業等との一体的な実施や他の総合事業等と一般介護予防の連携について、対象者、指導内容も含め多職種で検討し、一体的で連携の取れた実施を目指します。

■取組状況・目標

	現 状	目 標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防活動参加者数	延べ 7,882 人	延べ 8,000 人	延べ 8,100 人	延べ 8,200 人
地区サロン実施地区数	9地区	10地区	11地区	12地区
介護予防サポーター活動者数	延べ 955 人	延べ 970 人	延べ 980 人	延べ 990 人
介護予防サポーター養成講座開催回数	1回	1回	1回	1回

(3)介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護のサービスに加え、住民主体の支援なども含めた多様なサービスを実施します。

高齢者それぞれの状態や意向に応じた介護予防、生活支援（配食、見守り等）、権利擁護、社会参加も含めた総合的かつ多様なサービスを提供する事業です。

平成29年4月より、訪問介護相当サービスを実施しており、加えて、本計画期間中に新たに訪問型サービスを導入します。

①訪問型サービス

要支援者等に対し、現行の介護予防訪問介護のほか、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供するサービスです。平成29年度以降、予防給付の「介護予防訪問介護」を訪問介護相当サービスに移行して実施しています。あわせて、訪問型サービスCを導入しており、継続して実施します。さらに、訪問型サービスDの導入を順次進めていきます。

1)訪問介護相当サービス	旧介護予防訪問介護に相当するサービス
2)訪問型サービスA	緩和した基準による生活援助等のサービス
3)訪問型サービスB	住民主体の自主活動として行う生活援助等の支援
4)訪問型サービスC	リハビリテーション専門職による居宅での相談指導等の短期集中予防サービス
5)訪問型サービスD	移送前後の生活支援などの移動支援サービス

②通所型サービス

要支援者等に対し、現行の介護予防通所介護のほか、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するサービスです。平成29年度以降、予防給付の「介護予防通所介護」を通所介護相当サービスとして実施しています。本計画期間は段階的に通所型サービスBの導入を目指します。

1)通所介護相当サービス	旧介護予防通所介護に相当するサービス
2)通所型サービスA	緩和した基準によるミニデイサービス、運動レクリエーション等のサービス
3)通所型サービスB	ボランティアなどによる体操、運動等の活動などの自主的な通いの場
4)通所型サービスC	保健・医療の専門職が、事業対象者の機能低下（運動機能・栄養状態・口腔機能の低下）の状況に応じて、集中的に提供する通所型予防サービス

③その他の生活支援サービス

高齢者単身世帯や夫婦のみ世帯、認知症高齢者など、日常生活で支援が必要な高齢者が地域で自立し、安心して生活できるように、介護予防事業にあわせて配食・見守り等の多様な生活支援を行います。

④介護予防ケアマネジメント

高齢者の心身の状況や生活環境等を踏まえ、本人の選択に基づき介護予防と生活支援を目的とした適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から利用者に対する必要な援助を行います。

■取組状況・目標

	現 状	目 標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護相当サービス	27 人	28 人	28 人	28 人
訪問型サービスC	2人	2人	3人	3人
訪問型サービスD	-	-	5人	10 人
通所介護相当サービス	52 人	58 人	58 人	58 人
通所型サービスB	-	-	10 人	10 人
介護予防ケアマネジメント	16 人	16 人	17 人	17 人

2 生きがいつくりの推進

高齢者が生きがいをもって、積極的に社会参加していくことは、うつや閉じこもりの予防など、心身の健康づくりや介護予防とも密接に関連するとともに、自分らしくいきいきと暮らしていくための重要な要素です。

高齢者の就労や生きがいつくり、社会参加につながる機会や情報提供などに努めます。

(1)老人クラブ活動の支援

老人クラブは、おおむね65歳以上の高齢者を対象とした同一小地域に居住する者により組織される自主的な活動組織です。

今後は、社会福祉協議会を通じ、老人クラブの育成と活動支援に努めるとともに、会員数の増加に向け、入会しやすくなるような活動メニューの展開を支援します。

■取組状況・目標

項目	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
老人クラブ活動	1,382 人 44 クラブ	1,306 人 41 クラブ	1,269 人 41 クラブ

項目	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人クラブ活動(登録者数)	1,280 人	1,285 人	1,290 人

(2) サロン活動の促進

高齢者のふれあいや交流の場づくりを目的として、町内9か所で住民主体のサロンを実施しており、サロン活動に関わる人材を育成し、身近な場所でサロンが開設され、高齢者が通いやすくなるように取り組みます。

■取組状況・目標

項目	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
サロン活動	7か所 延べ1,940人	9か所 延べ1,093人	9か所

項目	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サロン活動	10か所	11か所	12か所

(3) 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の推進

生涯学習について、より幅広い年代による積極的な活動推進につながるよう、活動内容の充実を図ります。

引き続き、若い世代からのスポーツの参加を促し、多様なスポーツができる環境づくりを進めるとともに、中高年が参加しやすいスポーツ教室やイベントの開催を目指します。

また、各種スポーツ教室や大会への高齢者の参加を促します。

■取組状況・目標

項目	実績	目標		
	平成30年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町民体育館利用者数(延べ)	67,120人 ^{※1}	74,200人	77,800人	81,400人
コミュニティプラザ年間利用者数(延べ)	2,203人 ^{※2}	33,000人	34,000人	35,000人

※1 第2期多古町総合戦略における重要業績評価指標(KPI)「体育施設利用者数」

※2 第2期多古町総合戦略における重要業績評価指標(KPI)「生涯学習活動事業参加者数」

(4) イベント・行事の充実

いきいきフェスタTAKOなど、既存のイベントや行事の活性化を図るとともに、様々な機会を捉えて、高齢者と幼児・児童とのふれ合いの機会をつくるなど、世代間の交流を促します。

(5)就労支援

高齢者の有する経験や知識、技術等を活かしながら、労働力の担い手として活動できる窓口である「シルバー人材センター」の運営を支援し、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します。

今後は、地域支援事業において、就労的活動の場を提供できる団体・組織と就労的活動を実施したい事業者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望にあった活動をコーディネートする人材（就労的活動支援コーディネーター）の配置を検討します。

■取組状況・目標

項目	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
シルバー人材センター登録者数	152人	153人	153人

項目	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバー人材センター登録者数	155人	155人	155人

(6)たまこタクシー(デマンドタクシー)事業

運転のできない高齢の方や身体障害者手帳の所持者、精神障害者保健福祉手帳の所持者、療育手帳の所持者を対象にしたデマンドタクシー事業です。現在、たまこタクシー（デマンドタクシー）を週4日運行しています。

今後は、交通体系の見直しを進めるとともに、運転免許証を返納する方や自動車などの交通手段を持たない高齢者等の外出を支援するサービスの充実を図ります。

(7)敬老行事への支援

各地区で行われる「敬老の日」にちなんだ行事について、運営経費の一部を助成するなど、地区敬老会等の活動運営を側面的に支援し、地域において住民主体の活動により高齢者同士、多世代の交流機会の充実を図ります。

基本目標 2 地域包括ケアシステム構築の推進

施策の方向	事業等		
1 地域包括支援センターの機能強化	(1)介護予防ケアマネジメント事業		
	(2)総合相談支援事業		
	(3)包括的・継続的ケアマネジメント事業		
	(4)地域ケア会議の充実		
2 在宅医療・介護連携の推進	(1)現状分析・課題抽出・施策立案	①地域の医療・介護の資源の把握	
		②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	
		③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	
	(2)対応策の実施	①在宅医療・介護関係者に関する相談支援	
		②地域住民への普及啓発	
		③医療・介護関係者の情報共有の支援	
④医療・介護関係者の研修			
(3)対応策の評価・改善			
3 認知症施策の推進	(1)認知症ケアパスの活用と普及		
	(2)認知症総合支援事業【地域支援事業】		
	(3)家族介護支援事業【地域支援事業】		
	(4)認知症に対する理解と支援の促進	①知識の普及・啓発	
		②認知症サポーターの養成	
		③地域の見守り体制の充実	
④チームオレンジの推進			
4 住まいの環境整備	(1)自宅で暮らし続けるためのバリアフリー化の促進	①住宅改修等の支援	
	(2)高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保	①養護老人ホーム	
		②軽費老人ホーム(ケアハウス)	
		③有料老人ホーム	
④サービス付き高齢者向け住宅			
5 高齢者の権利擁護	(1)成年後見制度の利用支援		
	(2)日常生活自立支援事業		
	(3)高齢者虐待の防止等		
6 生活支援サービスの充実	(1)町独自の生活支援サービスの実施	①ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与事業	
		②食事サービス事業	
		③外出支援サービス事業	
		④日常生活用具貸与事業	
	(2)地域資源の開発やそのネットワーク化の推進(生活支援体制整備事業)	①生活支援コーディネーターの機能強化	
		②協議体による検討・取組	
	(3)防犯・交通安全対策	①道路・交通施設の整備	
		②交通安全対策の充実	
③防犯対策の充実			
④消費者対策			

施策の方向	事業等	
7 高齢者を地域で支える体制づくりの推進	(1)災害に備えた情報伝達体制や避難支援体制の整備	①福祉避難所*の整備
		②要援護者台帳*の活用と更新
		③災害時の各種マニュアルの整備
		④住宅の耐震対策化
		⑤ひとり暮らし高齢者等住宅用火災警報器設置促進事業
		⑥地域の防災対策の推進
	(2)高齢者の見守り事業	

1 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、一人ひとりの状況に応じた適切な介護予防プランの作成とサービス提供を行うとともに、多職種が連携し、包括的なケア体制の構築を図ります。

(1)介護予防ケアマネジメント事業

自立保持のための身体的・精神的・維持向上を目的とし、生活機能リスクの高い方について個々の状態に応じた介護予防ケアプランの作成と適切なサービス提供を通じ、包括的かつ効果的に介護予防を進めます。

(2)総合相談支援事業

地域住民に関する様々な相談をすべて受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的に支援していくとともに、地域のネットワークづくりを行う事業です。

高齢者のみに限らず、家庭内には様々な課題が複合的に存在することがあります。地域住民の複雑化、複合化したニーズに対応するため、様々な機関と協働しながら地域の総合相談窓口としての役割を果たし、包括的な支援体制の構築と地域共生社会の実現を目指します。

(3)包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、一人ひとりの高齢者の状況や変化に応じたサービスなどを途切れなく活用できるようにするために、介護支援専門員、主治医、地域の関係医療機関等の連携を図り、また、在宅と施設の連携を行うなど、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行うものです。地域における連携・協働の体制づくりのために、①関係機関の連携体制構築支援を行ったり、②介護支援専門員同士のネットワーク構築支援のために介護支援専門員連絡会での情報交換や情報の共有化を図り、③研修等を通じた介護支援専門員の実践力向上支援を行います。

(4)地域ケア会議の充実

地域包括支援センターを中心に保健・医療・福祉・介護などの各分野が連携し、情報を共有しながら自立支援型の地域ケア会議を開設し、ケアマネジメントの充実を図ります。あわせて、地域の専門職の人材確保とスキル向上のための研修等を実施します。

また、地域ケア個別会議で挙げられた個別課題から地域課題を引き出し、地域での支援につなげていけるように努めます。

■取組状況・目標

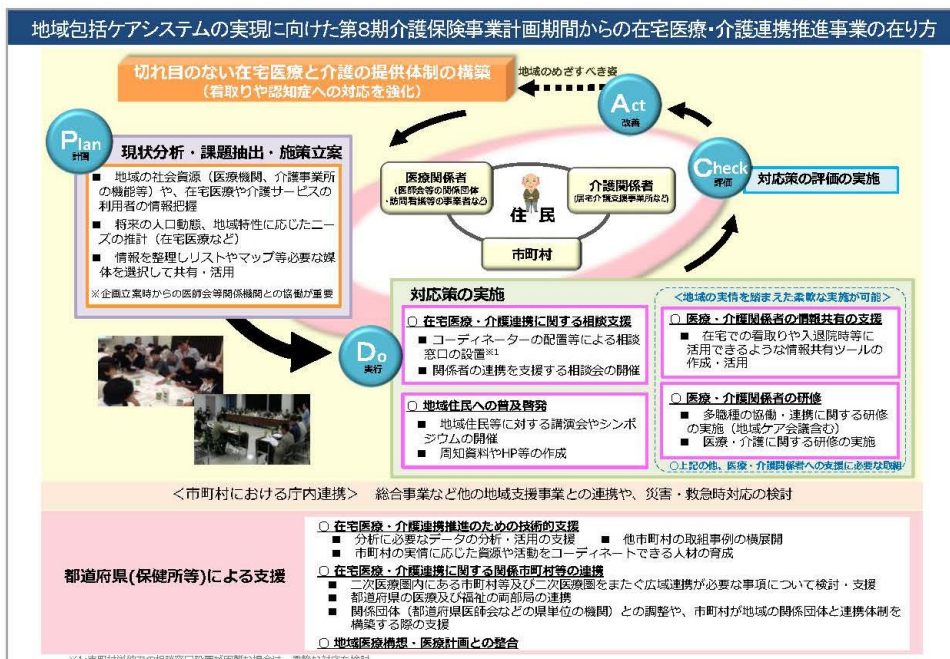
	現状	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談件数	4,932 件	5,000 件	5,100 件	5,200 件
地域ケア個別会議の開催	4回	5回	5回	5回
地域ケア推進会議の開催	0回	1回	1回	1回

2 在宅医療と介護連携の推進

団塊の世代が75歳になる令和7年度を目途に、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるように、地域の医療・介護関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護サービスを提供することが必要です。

本町では、地域包括支援センターを中心として、地域の医師会、医療機関や介護保険サービス事業所等との連携により、次の8つの取組を実施しながら、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築し、推進していきます。

■地域包括ケアシステムの実現に向けた第8期介護保険事業計画からの在宅医療・介護連携推進事業の在り方



(1)現状分析・課題抽出・施策立案

①地域の医療・介護の資源の把握

毎年情報シートを作成して各事業所に記載してもらい、内容を更新しており、把握できた資源の共有、有効活用に努めます。

②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、多職種協働の研修やグループワークによる意見交換を行い、課題抽出を行っています。令和3年度からは、挙げられた課題に対して対応策を検討し、対応していきます。

③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築を目指した取組を行います。

(2)対応策の実施

①在宅医療・介護関係者に関する相談支援

本町では、地域包括支援センターが『在宅医療・介護連携支援センター』の機能を併設しており、在宅医療などに関する不安や悩みの相談への対応や、地域の医療・介護関係者などからの連携の調整に関する相談に対応します。

②地域住民への普及啓発

在宅医療や介護サービスに関する講演会の開催や、パンフレットの作成・配布等により地域住民へ在宅医療などの仕組み等をお知らせします。

③医療・介護関係者の情報共有の支援

介護保険サービスを利用している人を対象に「緊急医療情報ツール」及び本人を中心とした情報共有ツールとしてたまこノート*を配布しており、有効活用を図ります。

また、医療と介護サービスをスムーズに提供することを目的に作成された、『千葉県地域生活連携シート』の活用を推進したり、定期的な意見交換会を設けるなどして、入退院時の連携を円滑に行えるような体制づくりを行い、利用者（患者）の身体機能に合ったケアや退院時の円滑な地域生活への移行が可能となるようにしていきます。

④医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を推進するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会を開催します。

(3)対応策の評価・改善

県が実施します。

■取組状況・目標

	現 状	目 標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の医療・介護の資源の把握	年1回	年1回	年1回	年1回
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討のための会議の開催	1回	2回	2回	3回
たまこノートの配布	102人	60人	60人	60人
在宅医療・介護連携に関する相談	897件	900件	900件	900件
医療・介護関係者の研修	1回	2回	2回	2回
地域住民への普及啓発	—	1回	2回	3回
香取圏域での在宅医療・介護連携に関する会議	1回	1回	1回	1回

3 認知症施策の推進

認知症施策に関しては、国のプロジェクトチームが平成24年6月に「今後の認知症施策の方向性について」をとりまとめ、これを受けて平成24年9月に「認知症施策推進5か年計画」（厚生労働省）を公表し、「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指すという方向性が示されました。そして、平成27年1月には「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）*」を公表し、標準的な認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成など、認知症施策のさらなる推進を図ることが示されています。

多古町では、在宅介護実態調査における介護予防が必要な「該当（リスクあり）」の割合は、「認知機能」が45.8%（383人）となっています。

認知症になっても、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域を目指して、各種認知症施策に取り組みます。医療・ケア・介護サービスの充実、認知症サポーター養成講座や町広報誌を活用した普及啓発の取組実施、介護者への支援、地域での見守り体制の構築、認知症予防の取組などを行います。

■多古町在宅医療・介護連携推進会議で出された現状の課題と認知症施策の取組についての意見

・認知症の家族と関わるサービスが必要
・認知症の正しい知識を知ってもらう取組を行う
・家族の不安や心配を和らげるサービス
・家族へのフォローができるボランティアがいるとよい
・気軽に使える送迎サービス（友達に会いに行くなど）がほしい
・専門職が積極的に関わるサービスの必要性

(1) 認知症ケアパスの活用と普及

認知症の人が、認知症を発症したときから、生活機能障がい progresses していく中で、その進行状況に合わせて、「いつ」「どこで」「どのような」医療・介護サービスを受ければよいのかをまとめた「認知症ケアパス」を作成しました。第8期ではさらにその普及に努めます。認知症の人や家族が適時適切な対応ができるようにするツールとして使用できるよう、今後も普及啓発を図ります。また、第8期計画中に内容の見直し、充実を検討していきます。

(2)認知症総合支援事業【地域支援事業】

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行う事業です。

1 認知症初期集中支援推進事業	認知症が疑われる人や認知症の人及び家族への訪問等により、適切な医療・介護サービスにつなぐなどの初期の支援を行うものです。地域包括支援センターの保健師、社会福祉士と国保多古中央病院の医師がチーム員となり、認知症の早期における症状の悪化防止のための支援その他の総合的な支援を行います。
2 認知症地域支援・ケア向上事業	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等を行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。
3 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを整備し、「共生」の地域づくりを推進していきます。

■取組状況

項目	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
認知症初期集中支援チーム	チーム員会議 7回開催 対応3事例 延べ 29 件の相談対応	チーム員会議 7回開催 対応1事例 延べ 20 件の相談対応	チーム員会議 2回開催 対応1事例

(3)家族介護支援事業【地域支援事業】

要介護高齢者を介護する家族等に対し、認知症カフェ*の開催、見守り協定の締結による認知症高齢者の見守り、介護家族慰労金の支給や介護用品等の支給などの支援を行います。

■取組状況

項目	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
見守り協定締結	9団体	9団体	9団体
認知症カフェ	1か所	1か所	1か所

(4) 認知症に対する理解と支援の促進

町民へ、認知症に対する理解の普及・啓発を推進するとともに、認知症サポーターの養成などを通じて、地域の見守りネットワークの構築を図ります。

① 知識の普及・啓発

医療機関等と連携を図りながら、認知症に対する理解を深めるための正しい知識の普及・啓発を推進します。

地域のボランティア活動に参加する高齢者等に対して認知症の理解に関する研修を実施します。

② 認知症サポーターの養成

地域住民に認知症に対する正しい理解を促進するため、認知症の人を温かく見守る認知症サポーター養成講座を開催します。

今後は、こどもサポーター養成講座も開催予定です。

③ 地域の見守り体制の充実

見守り協定を締結し、関係機関との連携の強化を図るとともに、認知症高齢者の早期発見、早期対応を実現する地域の見守りネットワークの構築を図ります。

④ チームオレンジの推進

新たに認知症の人の支援ニーズに認知症サポーター等をつなげる仕組み（チームオレンジ）を構築し、認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

■ 取組状況・目標

項目	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
認知症サポーターの養成	25 名養成 (合計 939 名)	実績なし (合計 939 名)	実績なし (合計 939 名)

	目 標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初期集中支援チーム活動	チーム員会議 12 回開催 対応2事例	チーム員会議 12 回開催 対応2事例	チーム員会議 12 回開催 対応2事例
見守り協定締結団体	10 団体	11 団体	12 団体
認知症カフェ	1 か所	1 か所	2 か所
認知症サポーターの養成	30 人	30 人	30 人

4 住まいの環境整備

(1) 自宅で暮らし続けるためのバリアフリー化の促進

① 住宅改修等の支援

高齢者にやさしい住宅づくりについてのアドバイスや、住宅改修費の助成を行います。在宅生活への支援に向けて、事業の普及・啓発に努めます。

住宅改修費の支給、日常生活用具の給付・貸与について周知を図り、在宅での暮らしやすさを支援します。

(2) 高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保

① 養護老人ホーム

おおむね65歳以上の方で、常時の介護は必要としないが、心身の状況やその置かれている環境上及び経済的理由から、在宅での生活が困難な高齢者を養護する施設です。

現在、本町には該当する施設はありませんが、近隣市町と連携を取りながら社会的な援護を必要とする高齢者等の入所の支援に努めます。

② 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上で、自立して生活することに不安がある身寄りのない方などが入居できる施設です。

比較的 low 額な料金で入居でき、食事の提供等の日常生活上の便宜の提供が図られます。

現在、本町には該当施設が1か所あることから、今後需要の動向に留意していきます。

③ 有料老人ホーム

入居した高齢者に入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、または日常生活上必要な支援を行う施設です。

現在、町内には有料老人ホームはありませんが、近隣の施設の情報提供を行い、円滑な入居を支援します。

④ サービス付き高齢者向け住宅

制度化された高齢者のための住まいで、住居の権利が保障された上で、介護・医療・住宅の連携の下、自由にサービスを選択することができる賃貸住宅です。

現在、町内にはサービス付き高齢者向け住宅はありませんが、近隣の施設の情報提供を行い、円滑な入居を支援します。

5 高齢者の権利擁護

相談支援・権利擁護事業や、地域の多様な主体の連携による包括的な地域ケア体制の構築を通じて、地域における生活の安全・安心の充実に努めます。判断能力が不十分になった高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう地域福祉計画と連携し、権利擁護支援のコーディネート等の役割を担う『中核機関』については、設置に向けた検討を行っていきます。

(1) 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用に係る成年後見制度の申立に要する経費や、成年後見人等の報酬助成を行います。

制度の利用促進のためのパンフレットの作成・配布、説明会・相談会の開催等の広報、普及活動を実施します。

■取組状況

項目	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
成年後見制度町長申立	1件	0件	1件
成年後見人等報酬助成	2件	2件	2件

(2) 日常生活自立支援事業

住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるように、高齢者や障がい者などの判断能力が不十分な方を対象にした制度です。実施主体は、千葉県社会福祉協議会で、相談窓口は多古町社会福祉協議会です。生活支援員が、福祉サービスを利用するための支援や日常的な金銭管理を行います。

■取組状況

項目	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
日常生活自立支援事業契約者	3人	3人	2人

(3) 高齢者虐待の防止等

高齢者虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応等を図るため、町や関係機関等の連携によるネットワークの充実に努めます。また、地域包括支援センターを中心に、虐待事例等についての相談対応を行うとともに、高齢者や養護者等に対する適切な支援を行います。

6 生活支援サービスの充実

高齢となっても、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、多様な生活支援のサービスを提供するとともに、町民をはじめとする地域の様々な主体が連携し、高齢者とその家族を支援します。

(1)町独自の生活支援サービスの実施

高齢者が住み慣れた地域で、自立的な生活を送れるよう、必要な生活支援サービスの充実を図ります。

現在、町独自の主な生活支援サービスとして、以下のものがあります。

今後は、町民主体、または町民との連携による介護予防・生活支援サービスの展開を図ります。

①ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与事業

在宅ひとり暮らしの高齢者等の不安の軽減及び急病、災害等の緊急時における迅速かつ適正な対応を図るため、緊急通報装置を貸与します。

■取組状況

項目	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
緊急通報装置貸与事業	25件 (新規4件、撤去2件)	27件 (新規5件、撤去3件)	26件 (新規4件、撤去5件)

②食事サービス事業

生活支援サービスの確保の一環として、民生委員・児童委員や保健推進員との連携や一般町民のボランティアの参加を促しながら、安否確認などの見守りと合わせ、サービスの充実を図ります。

また、管理栄養士や関係事業所との連携により、高齢者の栄養管理に努めます。

今後は、配食サービス事業所などとの提携により拡充を検討していきます。

③外出支援サービス事業

在宅の要援護者の福祉サービス利用や医療機関への通院などのために、リフト付き車両及びストレッチャー装着ワゴン車などの移送用車両による送迎を通じて、外出を支援します。

④日常生活用具貸与事業

寝たきり高齢者等に特殊寝台*、車いす等の日常生活用具を貸与することにより、当事者の日常生活を援助するとともに、在宅福祉の推進と家族介護者への支援を図ります。

(2)地域資源の開発やそのネットワーク化の推進(生活支援体制整備事業)

地域のサービス需要への対応を図るためのコーディネーターの育成・配置や、生活支援・介護予防サービス提供の体制整備に向けた主体間の情報共有、連携・協働の強化を図る事業です。

地域における介護予防・生活支援サービス等の体制整備に努めるとともに、地域の関係者間のネットワーク構築、既存の取組や組織の活用、新たな地域資源の発掘などに取り組みます。

高齢者の社会的活動への参加は高齢者自身の生きがいや介護予防にもつながるため、生活支援サービスの提供、地域の支え合い体制づくりにおける高齢者の積極的な役割発揮を促進します。

①生活支援コーディネーターの機能強化

「生活支援コーディネーター」は、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた資源開発やネットワークづくりを中心とするコーディネート機能を担っており、地域のニーズや資源の把握、生活支援サービスの担い手の養成等を行い、機能の充実を図ります。

②協議体による検討・取組

「協議体」は、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の中核となる場です。

第7期期間中には、第1層協議体の立ち上げと第2層協議体1か所の活動を開始しました。本計画期間中には、第2層協議体をさらに増やすことを目標に、地域支え合いフォーラムなどを行っていきます。

■取組状況・目標

項目	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
生活支援体制整備事業	地域支え合いフォーラムの開催、第1層協議体の立ち上げ、第2層協議体1か所立ち上げ	第2層協議体1か所で活動	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動休止

	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2層協議体	1か所	2か所	3か所

(3)防犯・交通安全対策

道路等の整備、交通安全、防犯、消費者問題への対策を通じて、高齢者の被害防止と安全確保に努めます。

①道路・交通施設の整備

関係機関との連携により道路等の整備や各種交通施設のバリアフリー化を進めていきます。

②交通安全対策の充実

交通安全施設や標識の整備、警察署や交通安全協会等と連携した交通安全運動を展開し、高齢者の交通事故の撲滅を目指します。

また、高齢者の交通安全指導として、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの理解に向けた取組を関係機関と協力して行います。

③防犯対策の充実

地域における防犯意識の向上を目指し、自治会や老人クラブなどを通じた情報提供や啓発活動を行っています。

また、近年手口が多様化・巧妙化している振り込め詐欺をはじめとする各種詐欺事例について、警察署と連携し、情報提供と被害防止に努めます。

④消費者対策

消費者トラブルから高齢者や町民を守るために、啓発活動や学習機会の場を提供するなど被害の未然防止に努めます。

また、消費者生活相談の充実を図り、消費者トラブルの被害救済に努めます。

7 高齢者を地域で支える体制づくりの推進

(1)災害に備えた情報伝達体制や避難支援体制の整備

地域との連携による災害時の対応や、普段からの防災対策を通じて、高齢者の安全・安心の確保に努めます。

①福祉避難所の整備

福祉避難所は一般の避難所での生活が困難な高齢者等の要配慮者のための避難所で、現在町では町保健福祉センターが福祉避難所となっています。また、協定施設は町内5事業所となっています。引き続き、要配慮者が避難生活を送るために必要となる備品等の配備に努めます。

②要援護者台帳の活用と更新

高齢者等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、特に支援を要する避難行動要支援者の名簿「要援護者台帳」の登録について周知を図るとともに、年1回、内容の更新を行い、名簿情報を最新の状態に保つよう留意します。

また、ハザードマップ*の活用により避難経路の検証等を行い、災害時に迅速な対応ができるよう準備を進めます。

③災害時の各種マニュアルの整備

高齢者の安全を確保するため、災害時に活用する避難マニュアルや避難所での運用マニュアルなどを整備し、定期的な訓練を行います。

④住宅の耐震対策化

震災時の被害を軽減するため、一般家庭の耐震化が行われるよう、多古町耐震改修促進計画に基づく補助制度により、住宅耐震診断、耐震改修等を促進します。

⑤ひとり暮らし高齢者等住宅用火災警報器設置促進事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象として、火災警報器設置に対する補助を行います。今後、設置に対する専門知識を有する人材を育成するとともに、補助制度の周知を図ります。

⑥地域の防災対策の推進

地域防災計画に基づき、地域住民、消防団等による救助体制を整備するとともに、高齢者の防火・防災に対する意識の高揚を図ります。

また、防災ボランティア、地区防災組織と連携し、防災講習会を開催したり、住宅用火災警報器の設置、家具転倒防止対策等を行います。

(2)高齢者の見守り事業

ひとり暮らし高齢者に乳酸菌飲料の配布を行い、安否確認及び友愛訪問を行います。

町民のボランティアや町内各事業所の協力を得ながら、高齢者の見守り体制の強化を図ります。

また、見守り協定を町内外の企業、事業所と締結し、様々な角度から見守りを行い、安心安全なまちづくりを進めます。

基本目標3 介護サービスの充実

施策の方向	事業等	
1 介護人材の確保及び資質の向上と業務の効率化(1)～(6)のための取組★	(1)介護職員初任者研修費用助成事業	
	(2)地元高等学校等との連携による介護人材確保のための取組 （「多古ではたらこ」）	
	(3)「潜在的有資格者」を対象とした介護の現場への再就労を支援する研修や、介護人材のスキルアップを促す研修の実施	
	(4)人材確保のためのポイント制度や有償ボランティア等の活用	
	(5)介護現場における業務仕分けや元気高齢者の参入による業務改善など	
	(6)文書負担軽減など事業所の業務効率化の支援★	
2 制度の円滑な運営	(1)自立支援、重度化防止等の取組と目標の進捗管理	
	(2)介護給付等の適正化への取組及び目標設定(市町村介護給付適正化計画)	①要介護認定の適正化
		②ケアプラン点検
		③住宅改修、福祉用具貸与・購入の点検
		④縦覧点検・医療情報との突合
		⑤介護給付費通知
	(3)介護サービスの質の向上	①第三者評価の実施
		②介護サービス事業者の指導
	(4)情報提供の充実と制度及びサービスの周知	
	(5)制度の利用を容易にするための施策	
(6)苦情への対応		

1 介護人材の確保及び資質の向上と業務の効率化のための取組

(1)介護職員初任者研修費用助成事業

介護職員初任者研修の場を継続して確保するよう検討します。あわせて、介護人材の確保のため、再就職研修やスキルアップ研修の実施やボランティア、元気高齢者等の担い手の育成などについて、事業所などの意見を聞きながら検討します。

(2)地元高等学校等との連携による介護人材確保のための取組（「多古ではたらこ」）

地元高等学校や介護サービス事業所等と連携し、介護の魅力を伝えたり、介護現場への就労を支援するための取組を実施していきます。

(3)「潜在的有資格者」を対象とした介護の現場への再就労を支援する研修や、介護人材のスキルアップを促す研修の実施

資格を持ちながらも現在、介護の仕事に就いていない専門職を対象に、介護の現場への再就労を支援する研修の実施などを検討していきます。

(4)人材確保のためのポイント制度や有償ボランティア等の活用

ボランティアポイント制度や有償ボランティア等の活用について、検討します。

(5)介護現場における業務仕分けや元気高齢者の参入による業務改善など

介護現場における業務仕分けを推進し、元気高齢者が参入しやすくするなど
の取組について検討していきます。

(6)文書負担軽減など事業所の業務効率化の支援

申請や提出の様式の統一、簡素化、連絡手法・情報提供手法の工夫を検討し、役場と事業所の文書事務の負担軽減を図ります。また、各事業所との連携、事業所間の調整を図り、サービスの効果的・効率的な提供について検討します。介護事業所の様々な取組について広報したり、参考にして検討できるように情報提供に努めます。

2 制度の円滑な運営

事業者等と連携し、介護保険サービスについての情報提供やサービスの質の向上など、制度を安心して利用できる取組の充実を図ります。

(1) 自立支援、重度化防止等の取組と目標の進捗管理

地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることへの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策及びその目標に関する事項を定めることとされています。地域の実態把握や課題分析を行った上で、地域における目標を設定し、関係者間で共有し、その目標達成に向けた具体的な計画的を策定し、進捗管理を行うことが重要です。

■取組項目・目標

取組	目標	数値目標
①健康づくりと介護予防の普及啓発	地域のサロン活動の推進 介護予防活動への参加促進	地区サロンの立ち上げ支援により年1か所増やす
②地域におけるケア体制の充実	住み慣れた地域で生活を継続することができるように、地域におけるケア体制の充実を図る	地域ケア会議、地域ケア推進会議の定期開催
③介護給付適正化	ケアプラン点検 縦覧点検・医療情報との突合 介護給付費通知	3年間で町内すべての事業所のケアプラン点検を行う
④認知症施策の推進	認知症になっても、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指した取組の実施	見守り協定の締結団体を3年間で12団体に増やす 認知症サポーターを年30人増やす
⑤介護人材の確保・定着	「多古ではたらこ」の定期開催により、介護人材の確保を行う	新規就業者年間5人

(2)介護給付等の適正化への取組及び目標設定(市町村介護給付適正化計画)

①要介護認定の適正化

全国一律基準に基づいた要介護認定が適切に実施されるようにするための取組です。すべての認定調査結果をチェックし、調査項目の選択及び傾向並びに特徴を把握し、その情報をすべての調査員に周知して平準化に努めます。

要介護認定の公正、公平性を確保するため、千葉県が主催する研修会のほか、神崎町と合同での研修会の開催、e-ラーニング*の受講により認定調査員の必要な知識・技能の習得を促すとともに、認定審査会における審査判定の適正化・平準化を目指し、委員の共通認識の確立と審査判定の技能向上を図り、審査会の合議体間の平準化に努めます。

香取・海匠地域の保険者が年1回集まり、要介護認定事務についての情報交換等を行い、地域における平準化を図ります。

②ケアプラン点検

介護支援専門員等が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、町職員が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確認するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善していきます。3年間で町内のすべての居宅介護支援事業所のケアプラン点検を行います。

■取組状況・目標

	現 状	目 標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン点検実施回数	2回	4回	5回	6回

③住宅改修、福祉用具貸与・購入の点検

改修工事を行おうとする高齢者宅の実態確認や住宅改修理由書、工事見積書の点検、施工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修をなくしていきます。必要に応じて、専門職に助言を求めます。

また、福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切または不要な福祉用具購入・貸与をなくし、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。実施にあたっては、千葉県国民健康保険団体連合会から提供されるデータをもとに対象を選定します。

■取組状況・目標

	現 状	目 標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修事前申請の点検率	100%	100%	100%	100%
住宅改修訪問調査実施件数	0件	1件	2件	2件
福祉用具貸与・購入訪問調査実施件数	0件	2件	3件	4件

④縦覧点検・医療情報との突合

1) 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

2) 医療情報との突合

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求をなくすように取り組みます。

■取組状況・目標

	現 状	目 標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
縦覧点検実施件数	0件	1,530件	1,540件	1,550件
医療情報との突合件数	0件	300件	310件	320件

⑤介護給付費通知

保険者から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげていきます。

第7期では、年2回、全受給者を対象に通知を行いました。第8期においては、わかりやすく、より効果的な方法を検討し、実施してまいります。

(3)介護サービスの質の向上

①第三者評価の実施

各サービス事業者においては、サービスの質的向上に向けた第三者評価を行うなど、サービス利用者から信頼される事業者であり続けるように指導や要請を行っています。

②介護サービス事業者の指導

事業者による介護報酬の不正請求の増加に対応するため、事業者を6年毎に指定する更新制が導入されているほか、指定の欠格事由に指定取消履歴が加えられています。市町村にサービス事業者等への立ち入り調査権を認める等、市町村の役割・権限が強化されています。また、都道府県による介護保険施設等の指定にあたって、市町村に対し意見を求めることが義務づけられています。

(4)情報提供の充実と制度及びサービスの周知

高齢者やその家族に制度の概要やサービス内容等の必要な情報がわかりやすく伝わるよう、パンフレットやホームページの内容の充実を図ります。また、介護保険制度改正に合わせて、介護保険制度改正パンフレットの全戸配布を行い、制度の周知を強化します。

利用者にとって望ましいサービス提供を実現するため、介護サービス事業所連絡協議会や介護支援専門員連絡会地域密着型サービス事業所の運営協議会への参加等を通じて、事業者との情報共有のほか、事業者相互の情報交換や連携を促進します。

また、利用者が適切なサービスを選択できるよう、介護サービス情報の公表制度の下、事業者側からの情報提供を促進するとともに、提供内容充実に向けた働きかけを行います。公正な情報提供を図るため、事業者によるサービス自己評価並びに利用者への情報提供の内容の充実を促進します。

(5)制度の利用を容易にするための施策

介護サービスが必要でありながら経済的理由等で利用できないことがないよう、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度を設けるほか、特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費など、負担軽減制度の適切な運用と周知を図ります。

(6)苦情への対応

利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。

県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制の充実を図ります。

介護保険事業計画

以下の各サービスの実績・見込みは、見える化システムで算定しており、実績は平成30・令和元年度は介護保険事業状況報告年報、令和2年度は9月月報までをそれぞれ月平均に換算して整数表示してあります。第8期計画見込みは計画期間の利用状況・提供体制を勘案して、見える化システムで算定した見込みを月平均で示しています。（以下同様）

1 居宅介護（予防）サービス

(1)訪問介護(ホームヘルプサービス)

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要介護者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等日常生活上の必要な世話をを行うサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	介護	70	68	87	92	92	93
利用回数	介護	1,153	1,130	1,379	1,285	1,270	1,280

(2)訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

要支援者・要介護者の自宅を入浴車で訪問し、移動浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	支援	1	0	0	0	0	0
	介護	13	9	11	12	12	12
	合計	14	9	11	12	12	12
利用回数	支援	4	0	0	0	0	0
	介護	56	42	64	54	54	54
	合計	60	42	64	54	54	54

(3)訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護ステーションの看護師等が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	支援	1	1	1	1	1	1
	介護	22	22	27	29	29	29
	合計	23	23	28	30	30	30
利用回数	支援	6	4	4	5	5	5
	介護	120	140	177	201	201	201
	合計	126	144	181	206	206	206

(4)訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

病院や介護老人保健施設の理学療法士または作業療法士が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画の下でリハビリテーションを行うサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	支援	3	2	2	3	3	3
	介護	6	8	5	9	10	11
	合計	9	10	7	12	13	14
利用回数	支援	17	12	24	16	16	16
	介護	34	54	85	56	62	69
	合計	51	66	109	72	78	85

(5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

病院・診療所または薬局の医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して療養上の管理・指導等を行うサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	支援	3	3	4	5	6	7
	介護	21	21	31	32	32	32
	合計	24	24	35	37	38	39

(6) 通所介護(デイサービス)

要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	介護	120	148	155	180	180	180
利用 回数	介護	970	1,232	1,209	1,267	1,268	1,268

(7) 通所リハビリテーション(デイケア)／介護予防通所リハビリテーション

要支援者・要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供や心身の機能の維持回復を図るため理学療法、作業療法等のリハビリテーションを受けるサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	支援	2	3	6	5	5	5
	介護	23	21	19	18	19	20
	合計	25	24	25	23	24	25
利用 回数	支援	-	-	-	-	-	-
	介護	130	126	119	114	121	128
	合計	130	126	119	114	121	128

(8)短期入所生活介護(ショートステイ)／介護予防短期入所生活介護

要支援者・要介護者が介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	支援	2	1	2	2	2	2
	介護	30	38	26	39	33	32
	合計	32	39	28	41	35	34
利用日数	支援	9	6	13	12	12	12
	介護	230	306	229	308	272	264
	合計	239	312	242	320	284	276

(9)短期入所療養介護(ショートステイ)／介護予防短期入所療養介護

要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、医療管理の下で看護・介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	支援	0	2	2	7	7	7
	介護	16	16	6	17	17	17
	合計	16	18	8	24	24	24
利用日数	支援	1	9	2	7	7	7
	介護	118	122	43	142	142	142
	合計	119	131	45	149	149	149

(10)福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

要支援者・要介護者に対して、日常生活上の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	支援	50	53	50	51	51	51
	介護	173	189	212	211	212	214
	合計	223	242	262	262	263	265

(11)特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

要支援者・要介護者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具（入浴用品や排せつ用品）の購入する費用について、一定額の補助を受けることのできるサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	支援	1	1	1	3	3	3
	介護	4	6	3	7	7	7
	合計	5	7	4	10	10	10

(12)住宅改修／介護予防住宅改修

要支援者・要介護者に対して、高齢者の基本的な生活環境の改善を目的とする、手すりの取り付けや段差解消等、小規模な住宅改修を対象とした住宅改修費に対する給付を行います。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	支援	1	1	1	3	3	3
	介護	1	2	2	4	4	4
	合計	2	3	3	7	7	7

(13)特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム・軽費老人ホームに入居している要支援者・要介護者に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、療養上の世話等を行うサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	支援	1	1	3	2	2	2
	介護	8	9	11	11	11	11
	合計	9	10	14	13	13	13

(14)居宅介護支援／介護予防支援

要支援・要介護の認定を受けた方が、より自分に合ったサービスを利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	支援	56	58	55	59	59	59
	介護	254	283	302	310	313	315
	合計	310	341	357	369	372	374

2 施設サービス

(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護老人福祉施設は、特別養護老人ホームのことであり、寝たきりや認知症のために常時介護を必要とする高齢者で、自宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	介護	111	119	123	126	126	126

(2)介護老人保健施設

在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。病状が安定期にあり、入院治療の必要はないものの、リハビリテーション等を必要とする要介護者を対象としています。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	介護	69	77	79	83	83	83

(3)介護療養型医療施設(介護医療院)

長期的に医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を提供できる施設です。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	介護	17	17	27	35	35	35

3 地域密着型介護（予防）サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	介護	1	1	0	0	0	0

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間の定期巡回訪問、通報による訪問介護サービスを提供します。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	介護	0	0	0	0	0	0

(3) 地域密着型通所介護

小規模な事業所が提供する通所介護サービスであり、要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	介護	24	32	39	44	44	45
利用回数	介護	198	271	306	356	356	363

(4) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症であっても日常生活動作において自立している要支援者・要介護者がデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供とこれに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	支援	3	4	3	3	3	3
	介護	22	22	20	20	20	20
	合計	25	26	23	23	23	23
利用 回数	支援	21	28	20	28	28	28
	介護	171	171	186	180	180	180
	合計	192	199	206	208	208	208

(5) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援者・要介護者が「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。本計画期間中に1か所、整備する計画です。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	支援	3	3	3	3	2	2
	介護	22	23	21	25	44	44
	合計	25	26	24	27	46	46

(6) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要支援者・要介護者がグループホームに入居し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを受けるサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	支援	0	0	0	0	0	0
	介護	12	14	17	18	18	18
	合計	12	14	17	18	18	18

(7)地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員29人以下の有料老人ホームその他の施設に入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び機能訓練などを行うサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	介護	0	0	0	0	0	0

(8)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設は、定員29人以下の特別養護老人ホームで、入所者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び健康管理などのサービスを提供する施設です。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	介護	0	0	0	0	0	0

(9)看護小規模多機能型居宅介護

要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて提供する複合型事業所において、看護と介護サービスを一体的に提供するサービスです。

		実績(令和2年度は見込み)			第8期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	介護	0	0	0	0	0	0

4 介護保険事業費と保険料

(1) 計画期間の介護保険給付費の推計

見える化システムで算定した各サービスの月平均利用人数・利用回数を令和2年度平均給付費で年額を算出します。

① 介護給付

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	51,017	50,537	50,962
訪問入浴介護	7,901	7,906	7,906
訪問看護	16,205	16,214	16,214
訪問リハビリテーション	2,115	2,325	2,605
居宅療養管理指導	3,587	3,547	3,547
通所介護	111,250	110,432	109,937
通所リハビリテーション	10,567	11,217	11,774
短期入所生活介護	31,835	28,428	27,633
短期入所療養介護	15,060	15,069	15,069
福祉用具貸与	36,124	36,218	36,543
特定福祉用具購入費	1,929	1,929	1,929
住宅改修	2,113	2,113	2,113
特定施設入居者生活介護	23,449	23,462	23,462
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	34,972	34,992	35,873
認知症対応型通所介護	24,962	24,976	24,976
小規模多機能型居宅介護	63,821	108,926	108,926
認知症対応型共同生活介護	56,717	56,749	56,749
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護老人福祉施設	382,744	383,662	384,269
介護老人保健施設	285,313	286,018	286,586
介護療養型医療施設(介護医療院)	143,859	143,939	143,939
居宅介護支援	44,361	44,774	45,078
合 計(ア)	1,349,901	1,393,433	1,396,090

※千円未満を四捨五入しており、合計が合わない箇所がある。

②介護予防給付

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	477	477	477
介護予防訪問リハビリテーション	581	581	581
介護予防居宅療養管理指導	661	824	987
介護予防通所リハビリテーション	1,966	1,967	1,967
介護予防短期入所生活介護	851	851	851
介護予防短期入所療養介護	575	575	575
介護予防福祉用具貸与	3,958	3,958	3,958
特定介護予防福祉用具購入費	638	638	638
介護予防住宅改修	2,466	2,466	2,466
介護予防特定施設入居者生活介護	1,288	1,289	1,289
介護予防認知症対応型通所介護	2,846	2,848	2,848
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,947	1,948	1,948
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防支援	3,197	3,199	3,199
合 計(イ)	21,451	21,621	21,784

※千円未満を四捨五入しており、合計が合わない箇所がある。

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費(ア)+(イ)	1,371,352	1,415,054	1,417,874

③介護保険料費の見込み等の推計

(単位:千円)

	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計	3年間合計
介護給付費(Ⅰ)	1,349,901	1,393,433	1,396,090	4,139,424
介護予防給付費(Ⅱ)	21,451	21,621	21,784	64,856
総給付費 A	1,371,352	1,415,054	1,417,874	4,204,280

特定入所者介護サービス費 等給付額(影響額調整後)	77,925	73,596	73,585	225,106
高額介護サービス費等給付 額(影響額調整後)	35,585	35,377	35,377	106,338
高額医療合算介護サービス 費等給付額	4,000	4,000	4,000	12,000
算定対象審査支払手数料	870	870	870	2,610
小計 B	118,380	113,843	113,832	346,055

標準給付費見込額 (A+B) C	1,489,732	1,528,897	1,531,706	4,550,335
---------------------	-----------	-----------	-----------	-----------

地域支援事業費 D	41,880	44,033	44,233	130,147
介護予防・日常生活支 援総合事業費	28,781	29,934	30,134	88,848
包括的支援事業(地域 包括支援センターの運 営)及び任意事業費	10,277	10,277	10,277	30,832
包括的支援事業(社会 保障充実分)	2,822	3,822	3,822	10,466

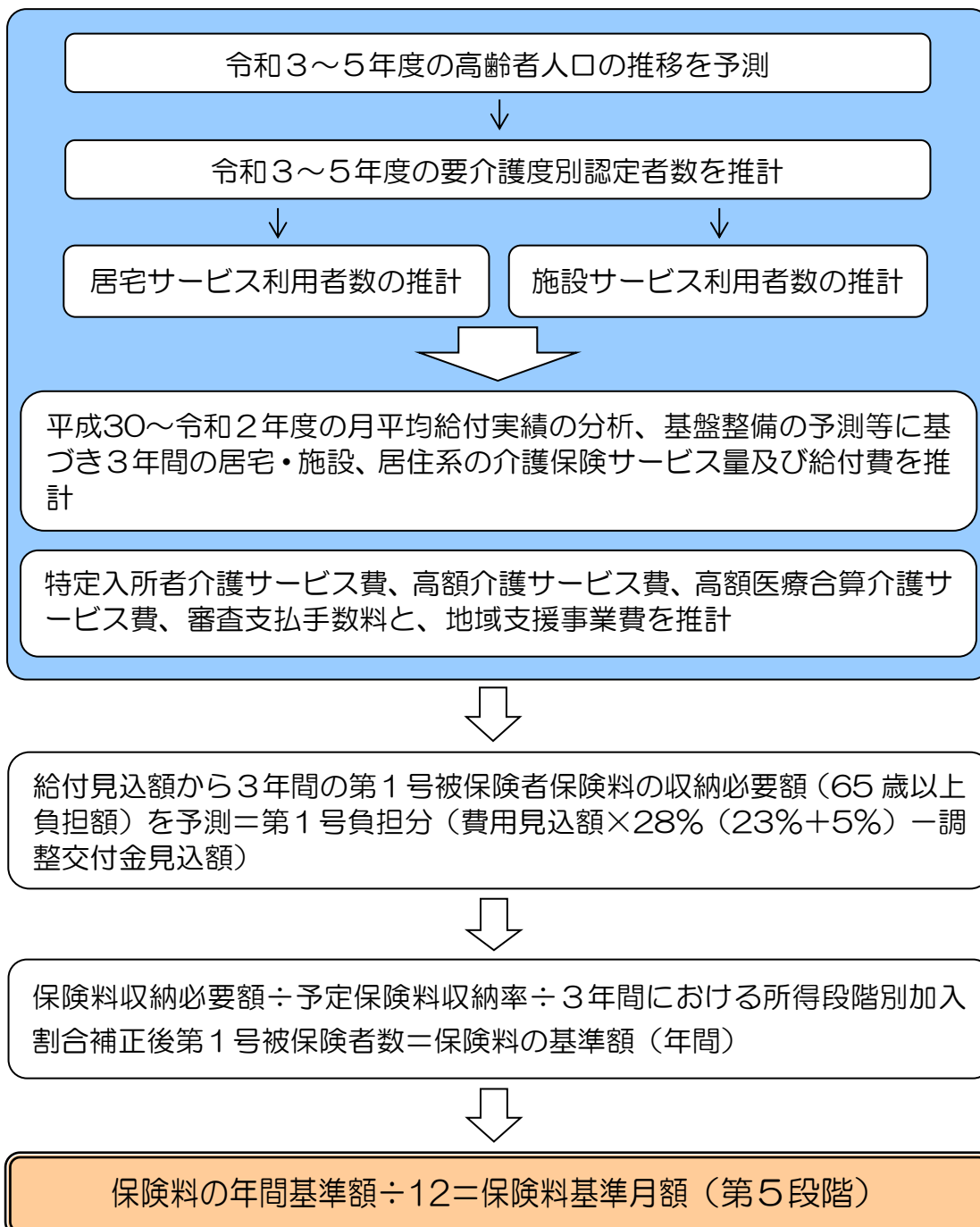
合計 (C+D)	1,531,612	1,572,931	1,575,939	4,680,482
----------	-----------	-----------	-----------	-----------

※千円未満を四捨五入しており、合計が合わない箇所がある。

(2)介護保険料の算定

平成30年度から令和2年度までの3年間の実績を踏まえ、令和3～5年度の介護保険給付費を見込み、第1号被保険者が負担する介護保険料を設定します。第8期は、第7期と同様に、第1号被保険者の負担割合が23%、第2号被保険者の負担割合が27%となっています。あわせて、地域支援事業の負担割合などを踏まえて算定します。

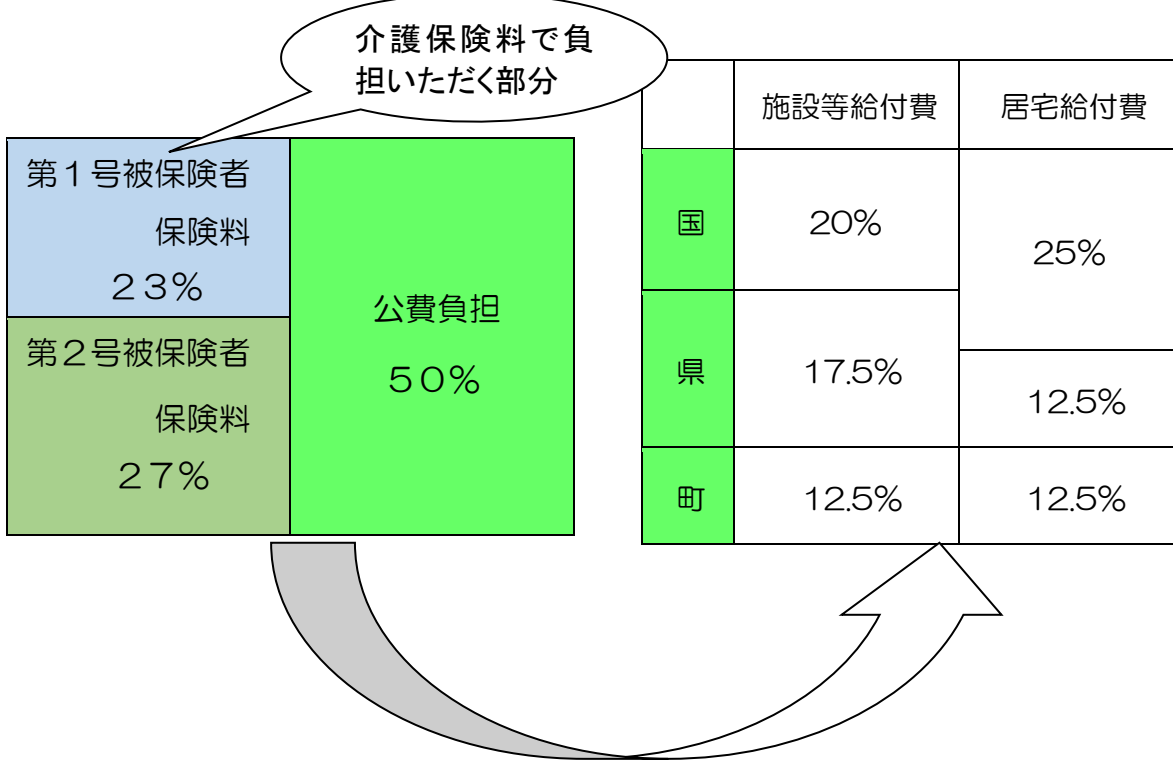
■介護保険料の算定方法



介護保険サービスは、原則として費用の1割～3割が利用者負担で、残りのおおむね9割を公費（国・県・町）と介護保険の加入者（被保険者）の介護保険料で負担しています。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、保険者（町）が徴収し、40～64歳で医療保険に加入している第2号被保険者の介護保険料は医療保険者が徴収します。

■介護保険サービス給付費の負担割合



■介護保険料の算定

	3年間合計	
標準給付費見込額(調整後)	4,550,334,714 円	
地域支援事業費	130,146,838 円	
合 計	4,680,481,552 円	
第1号被保険者負担分相当額(23%)	1,076,510,757 円	
調整交付金相当額	231,959,145 円	
調整交付金見込交付割合	平均 7.49%	
後期高齢者加入割合補正係数	平均 0.9057	
所得段階別加入割合補正係数	平均 0.9847	
調整交付金見込額	347,187,000 円	
財政安定化基金拠出金見込額(0%)	0 円	
財政安定化基金償還金	0 円	
準備基金の残高	180,000,000 円	
準備基金取崩額	83,500,000 円	
保険料収納必要額	877,782,902 円	
予定保険料収納率	98.00%	
3年間の段階別第1号被保険者数合計 16,125 人	第1段階	2,811 人
	第2段階	1,105 人
	第3段階	848 人
	第4段階	2,968 人
	第5段階	2,438 人
	第6段階	2,641 人
	第7段階	1,832 人
	第8段階	839 人
	第9段階	643 人
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (弾力化後)	15,882 人	
保険料基準月額(第5段階)	4,700 円	
保険料基準年額(第5段階)	56,400 円	

(3)保険料段階について

第8期計画期間の介護保険料段階は、標準9段階の設定となります。
本町においては、所得に応じた負担となるように9段階に設定します。

■本計画期間の所得段階・負担割合の設定

段階	対象者	基準所得金額	基準額に対する割合	保険料(円)	
				月額	年額
第1段階	生保・老齢福祉 年金受給	80万円以下	×0.5 (×0.3)	2,350 (1,410)	28,200 (16,920)
第2段階	住民税非課税世帯	120万円以下	×0.75 (×0.5)	3,525 (2,350)	42,300 (28,200)
第3段階	住民税非課税世帯	120万円超	×0.75 (×0.7)	3,525 (3,290)	42,300 (39,480)
第4段階	住民税課税世帯 本人非課税	80万円以下	×0.90	4,230	50,760
第5段階	住民税課税世帯で 本人非課税	80万円超	×1.00	4,700	56,400
第6段階	住民税本人課税	120万円未満	×1.20	5,640	67,680
第7段階	住民税本人課税	210万円未満	×1.30	6,110	73,320
第8段階	住民税本人課税	320万円未満	×1.50	7,050	84,600
第9段階	住民税本人課税	320万円以上	×1.70	7,990	95,880

※公費負担により第1～3段階の負担軽減されており、()内は軽減後の負担割合・保険料額となる。

第3章 計画の推進方策

1 計画の推進

(1)各種関係機関との連携

庁内の保健・福祉・介護部門の連携強化とともに、介護支援専門員、サービス事業所等との情報共有、サービス向上に向けた研修会の開催など、各種関係機関等との連携を図ります。

また、地域包括支援センターを核に、処遇困難ケースなどの事例検討に加え、介護に係る地域資源の開発や地域課題の解決に向けて、地域ケア会議の充実を図ります。また、在宅医療・介護の連携をはじめ、関係機関同士のネットワークの充実を図ります。

さらには、福祉活動や住民相互の支え合い、地域ボランティア活動の中核として、社会福祉協議会の役割強化を促進します。

(2)地域との連携

これからの超高齢社会を支えるためには、地域住民の相互理解と協力が不可欠であり、地縁団体である自治会が重要な役割を担っています。地域包括支援センターや社会福祉協議会を中心として、自治会を通じた地域福祉活動の支援に努めます。

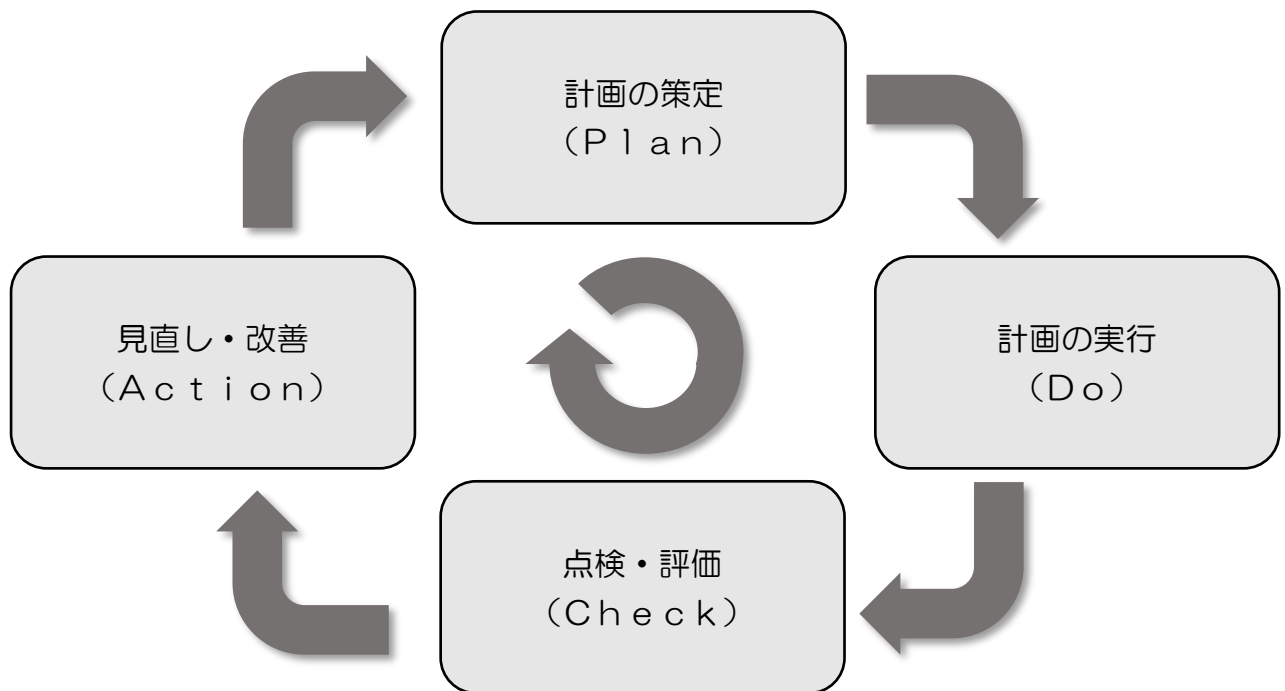
また、住民目線に立った高齢者の見回りや安否確認等を実施する民生委員活動を支援するとともに、地域課題の共有と解決に向けて、自治会、民生委員、行政が協力して課題解決に努めます。

さらには、地域住民、福祉関係者、事業者、行政等、地域のすべての主体が連携して、地域で高齢者とその家族を支え合う仕組みづくりを推進します。

2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルに沿って行います。計画内容について、多古町介護保険事業計画等推進協議会において見直し・改善に向けた検討を行います。さらに、推進協議会の検討内容を踏まえ、関係課による見直し・改善を加えた施策の展開を行います。

■PDCAサイクルに基づく計画の推進イメージ



資料編

1 多古町介護保険事業計画等推進協議会設置要綱

(平成 13 年 1 月 4 日告示第 2 号)

改正平成 18 年 3 月 1 日告示第 12 号

(趣旨)

第 1 条 老人保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「計画」という。)の策定支援、計画推進状況の把握及び点検等を通じて計画の円滑な推進を図るため、多古町介護保険事業計画等推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定支援
- (2) 計画の推進状況の把握及び点検、評価
- (3) 地域密着型サービスに係る事業所の指定等に関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 議会関係者(介護保険被保険者)
- (2) 医療関係者
- (3) 高齢者福祉関係者
- (4) 保健、福祉推進団体関係者
- (5) 高齢者団体関係者
- (6) 介護保険サービス事業者及び在宅介護支援関係者
- (7) 識見を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、前条の委員のうち関係機関または団体の関係委員の任期は、当該機関または団体に在任する間とする。

2 前項のただし書による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(事務)

第7条 協議会の事務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成13年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 多古町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画推進委員会設置要綱は廃止する。

附 則(平成18年3月1日告示第12号)

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行する。

2 多古町介護保険事業計画等推進協議会委員名簿

区分	所属等	氏名	備考
議会関係者	多古町議会	勝又 一徳	
	多古町議会	菅澤 環	
医療関係者	香取郡市医師会	佐藤 正樹	
	国保多古中央病院	藤崎 安明	
	香取匠瑳歯科医師会	鈴木 俊貴	
高齢者福祉関係者	多古町社会福祉協議会	小川 重則	副会長
	多古町民生委員児童委員協議会	宇井 武雄	
保健、福祉推進団体関係者	多古町保健推進委員会	越川 節子	
高齢者団体関係者	多古町老人クラブ連合会	木村 和克	
	多古町介護保険サービス事業者連絡協議会	藤崎 敏宏	会長
	多古町介護支援専門員連絡会	斎藤 弘子	
介護保険サービス事業及び在宅介護支援関係者	多古町地域包括支援センター	大嶋 宏美	
	順天堂大学保健医療学部	澤 龍一	

3 策定経過

年月	事項	内容
令和元年12月26日 ～令和2年1月10日	高齢者アンケート調査の実施	・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ・在宅介護実態調査
令和2年2月12日	多古町介護保険事業計画等推進協議会	・第7期介護保険事業計画の進捗状況について ・第7期介護保険事業計画の一部見直し ・第8期介護保険事業計画の策定について
令和2年11月	事業所アンケートの実施	・多古町地域福祉計画及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための福祉サービス事業所等アンケート
令和2年12月14日	第1回多古町介護保険事業計画推進協議会	・多古町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(令和3～5年度)素案について
令和3年1月8日～ 2月8日	パブリックコメントの実施	
令和3年2月22日	第2回多古町介護保険事業計画推進協議会	・多古町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(令和3～5年度)素案について

4 用語集

用語	説明
か行	
コーホート変化率	各コーホート(同年または同期間)の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
さ行	
新型コロナウイルス感染症	「新型コロナウイルス(SARS-CoV2)」はコロナウイルスのひとつ。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルス、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」ウイルスが含まれる。
た行	
たまこノート(救急医療情報キット)	かかりつけ医や医療情報、緊急連絡先などの情報をまとめることで、「もしも」のときに、駆け付けた救急隊員がノートの情報を迅速な救急活動に役立てるもの
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会。
地域包括ケアシステム	団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7(2025)年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。
デマンドタクシー	交通手段に不便を来している方を自宅や指定場所から目的地まで、途中乗り合う人を乗せながら、それぞれの行き先に送迎するタクシーによるサービス。
特殊寝台	一般的には「介護ベッド」または「電動ベッド(ギャッチベッド)」と言われ、背部または脚部の傾斜角度が調整できる機能や、床板の高さが無段階に調整できる機能を持ったもの。
な行	
認知症カフェ	認知症の人とその家族が気軽に立ち寄れるカフェのことで、地域の人たちとのつながりをつくるきっかけができる場所。
認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)	超高齢化に向けて厚生労働省が打ち出した認知症施策で、施策は7つの柱に沿って進め、対象期間は団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年までとなっている。
は行	
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アポイド(回避)マップ、リスクマップなどの名称で作成されている場合もある。
福祉避難所	市町村が、災害時に、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。

用語	説明
や行	
要援護者台帳	家族などの支援が困難な要介護 3～5 の高齢者や独居高齢者、高齢者のみの世帯、また障がいを持った人が災害時、地域の中で支援を受け、迅速かつ的確に避難できるよう、対象者を登録した台帳。
E	
e-ラーニング	パソコンやタブレット、スマートフォンを使ってインターネットを利用して学ぶ学習形態のこと。
I	
ICT	ICT (Information and Communication Technology) は、多くの場合「情報通信技術」と和訳される。以前は「IT」が使われていたが、総務省の「IT 政策大綱」が 2014 年から「ICT 政策大綱」に名称変更するなど、日本でも定着しつつある。

多古町高齢者保健福祉計画・
第8期介護保険事業計画
【令和3～5年度】

発行：多古町

編集：多古町保健福祉課

所在地：〒289-2241

千葉県香取郡多古町多古2848番地

TEL：0479-76-3185 FAX：0479-76-3186